

鹿児島県教育振興基本計画

～ 自然・歴史・文化など鹿児島の特徴を踏まえた教育の振興～



鹿児島県教育委員会

< 目 次 >

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の基本的な考え方 1

第2章 本県教育を取り巻く環境

- 1 社会状況
 - (1) 人口減少や少子高齢化の進行 2
 - (2) 経済情勢と産業構造の変化 3
 - (3) 地球規模での環境問題 4
 - (4) 高度情報化の進展 5
 - (5) 価値観やライフスタイルの多様化 6
 - (6) 地方分権の進展 6
- 2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題
 - (1) 児童生徒数の減少・学校規模 8
 - (2) 学力 10
 - (3) いじめ，不登校等の状況 12
 - (4) 規範意識 13
 - (5) 基本的な生活習慣 14
 - (6) 特別支援教育 15
 - (7) キャリア教育 17
 - (8) 体力や運動能力 18
 - (9) 安全・安心な教育環境の整備 19
 - (10) 家庭・地域の教育力 19
 - (11) 子どもたちの文化活動 20

[基本目標と施策の関連図] 22

第3章 10年後を見据えた教育の姿 23

第4章 今後5年間に取り組む施策

- 1 本県教育の取組における視点 25
 - 2 本県教育施策の方向性 27
 - 3 具体的施策の展開 29
 - 規範意識を養い，豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
 - 道徳教育の充実 30
 - 生徒指導の充実 31
 - 人権教育の充実 32
 - 体験活動の充実 33
 - 子ども読書活動の推進 34
 - 文化活動の推進 35
 - 食育の推進 36
 - 体力・運動能力の向上 37
 - 健康教育の充実 38
- [計画期間における数値目標] 39

能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進	
「確かな学力」の定着	40
「国語力」の向上	42
特別支援教育の推進	43
キャリア教育の推進	44
産業教育の推進	45
幼児教育の充実	46
郷土教育の推進	47
社会の変化に対応した教育の推進	
(ア) 情報教育	48
(イ) 環境教育	49
(ウ) 福祉教育・ボランティア活動	50
(エ) 国際理解教育	51
(オ) 消費者教育・金融教育	52
[計画期間における数値目標]	53
信頼される学校づくりの推進	
開かれた学校づくり	54
学校運営の充実	55
公立高等学校の活性化	56
へき地・小規模校教育の振興	57
教職員の資質向上	58
安全・安心な学校づくり	59
教育環境の整備・充実	60
私立学校教育の振興	61
魅力ある県立短期大学づくり	62
[計画期間における数値目標]	63
地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	
地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進	64
地域ぐるみでの子どもの育成	65
地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	66
家庭の教育力の向上	67
[計画期間における数値目標]	68
生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
生涯学習環境の充実	69
生涯スポーツの推進	70
競技スポーツの推進	71
文化芸術活動の促進	72
地域文化の継承・発展	73
文化財の保存・活用	74
[計画期間における数値目標]	75

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進	76
2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協力	76
3 関係部局・関係機関との連携・協力	76
4 市町村との連携・協力	77
5 国との連携・協力	77
6 計画の進捗状況の確認	77

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少や超高齢社会の到来、厳しい財政環境など大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが、十分に機能しなくなってきており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本県においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実、高等学校の再編・活性化、教職員の資質向上など取り組むべき課題があります。

国においては、平成18年12月に教育基本法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの理念に加え、新たに「公共の精神の尊重」や「豊かな人間性と創造性」、「伝統の継承」を基本理念として明示しました。また、教育振興基本計画を定めることについて、新たに規定し、国は、これに基づき、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定しました。

このような状況を踏まえ、本県の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、このたび、「鹿児島県教育振興基本計画～自然・歴史・文化など鹿児島島の特性を踏まえた教育の振興～」を策定いたしました。

この計画では、基本目標に「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向け今後5年間に取り組む施策として、施策の方向性を5項目設定し、それに基づく36の施策を体系化いたしました。

今後、県教育委員会においては、この計画に基づき、市町村、学校、家庭、地域、企業等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

終わりに、この計画の策定に当たり貴重な御意見・御提言をいただきました「鹿児島県教育振興基本計画検討委員会」委員や県民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成21年2月

鹿児島県教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念等を実現していくため、同法第17条に、国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

この規定に基づき、国は、平成20年7月1日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。

本県では、これまで、国の教育改革に的確に対応するとともに、中期的展望に立って教育行政を推進するため、平成14年2月に、「新かごしま教育推進プラン」を策定し、施策の展開を図ってきたところですが、教育基本法が改正され、また、平成20年3月に、中長期的な観点から本県のあるべき姿や進むべき方向性を示した「かごしま将来ビジョン」が策定されたことなどから、本県の実情に応じた教育振興のための「鹿児島県教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、本県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、国の計画を参酌し、かごしま将来ビジョンを踏まえた上で、10年後を見据えた教育の姿とともに、平成21年度から25年度までの5年間に取り組む施策を示します。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツなどの教育委員会所管事項に関すること、私立学校に関すること、県立短期大学に関すること、文化・芸術に関することなどです。

第2章 本県教育を取り巻く環境

1 社会状況

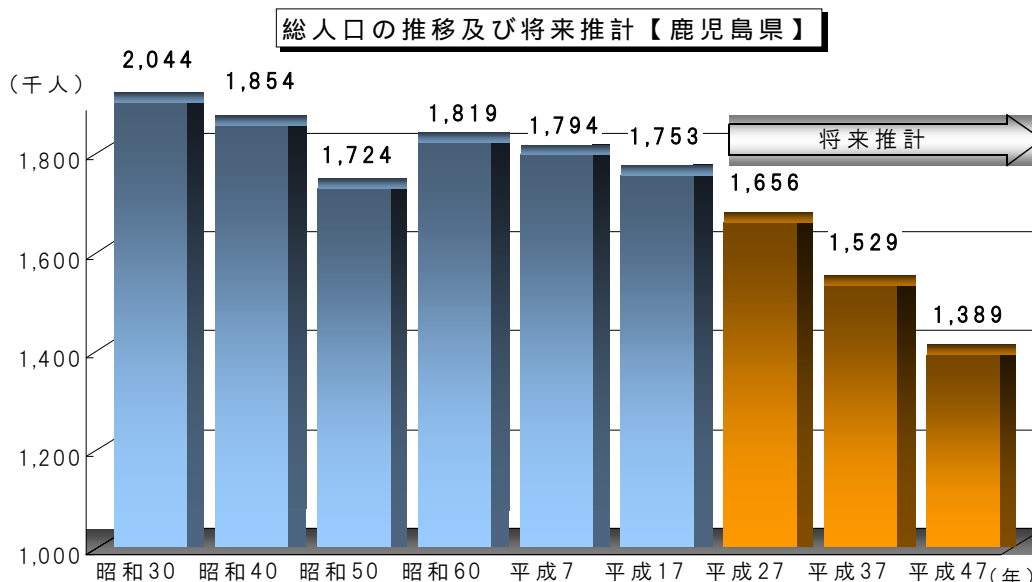
(1) 人口減少や少子高齢化の進行

本県の人口は、長期的な出生数の減少及び県外への転出者の影響により、昭和60年の約181万9千人から一貫して減少を続け、平成17年には約175万3千人、平成19年には173万人となっています。さらに今後も急速な人口減少が続き、平成47年までに、平成17年の約2割に当たる約35万1千人が減少し、約138万9千人になると予想されています。

本県の15歳未満の人口は、平成17年に約25万2千人で、県人口の14.4%を占めていますが、平成47年には、約14万8千人となり、県人口に占める割合も10.6%と予測されています。

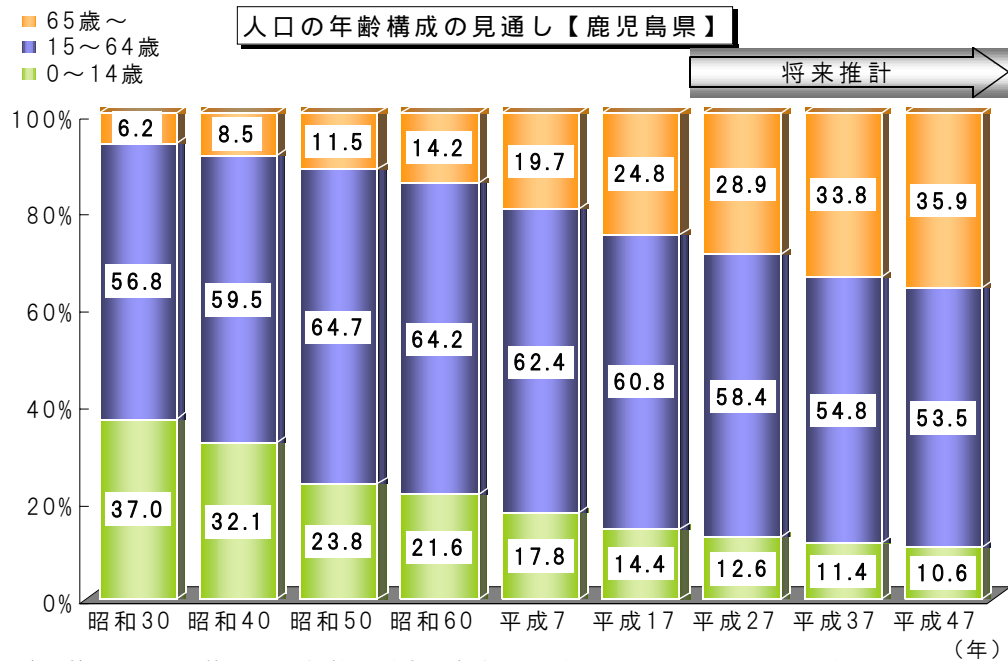
一方、65歳以上の人口の県人口に占める割合は、平成17年に24.8%と全国第6位で、全国水準より10年先行して高齢化が進んでおり、平成47年には35.9%になることが予想されており、全国に比べ少子高齢化の影響は一段と大きいものになることが予想されます。

このようなことから、労働力人口の減少に伴う経済活力の減退や集落の維持が困難になるいわゆる「限界集落¹」への対応など、社会・経済システムの再構築が求められています。



資料：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

1 限界集落：65歳以上の高齢者が、人口比率で住民の50%を超え、冠婚葬祭など共同体としての機能が衰え、やがて消滅に向かうことが懸念されている集落。



注)四捨五入による算出及び年齢不詳者の存在により合計が100%とならない場合がある。

資料:総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

(2) 経済情勢と産業構造の変化

情報通信技術の飛躍的な進歩と国際間の輸送・交通手段の高速化・広域化により資本・労働・情報等が国家を超えて自由に、また、活発に移動するグローバル化が進展し、地球規模での交流が活発化してきています。

中でも、東アジアの国々、とりわけ中国は、近年、市場として存在感を増してきており、南に開かれた地理的な特性を有する本県は、アジアへの玄関口として、今後、観光や産業の振興を図る上でも大きな可能性を有しており、経済や観光、学術、文化・スポーツなど様々な分野で、東アジアや東南アジア諸国との交流が飛躍的に拡大すると見込まれています。

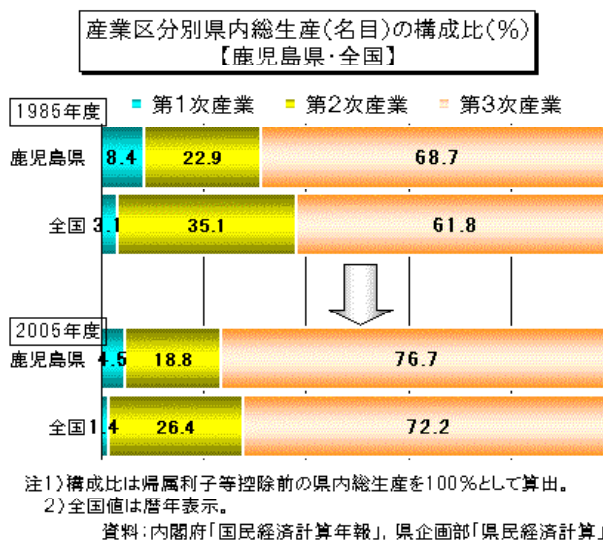
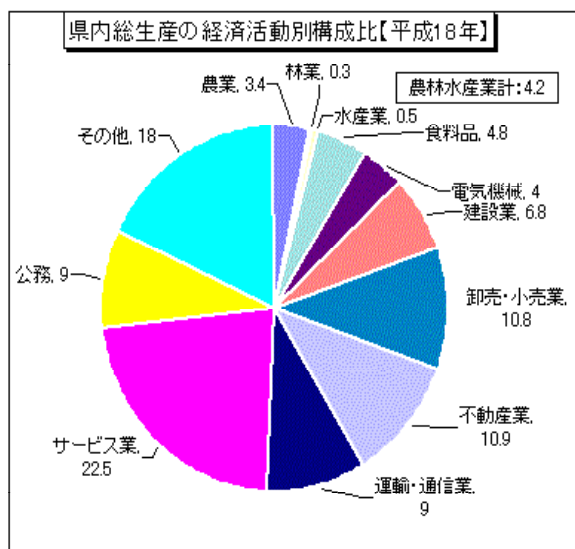
さらに、21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われています。そのような社会においては、教育の重要性は、ますます高まっていくものと考えられます。

また、地球温暖化による気候変動や急成長を続ける新興国の食糧需要の増加、石油などに代わるバイオ燃料向けの穀物需要などにより、世界的に食糧価格が高騰し、「食糧危機」といわれる事態が発生しています。

今後、食料安定供給や食の安心・安全へのニーズの高まりのために国内農業生産の増大の重要性が高まることが予想され、全国有数の農業産出額を誇る本県の食料供給

基地としての役割もさらに大きくなることが考えられます。

一方で、本県農業をめぐる環境は、農業従事者の減少、高齢化の一層の進行やグローバル化の進展による産地間競争の一層の激化など、厳しい面もあります。



(3) 地球規模での環境問題

世界規模での人口増加、経済成長に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇は、エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層¹の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

中でも、地球温暖化については、主に石油などの化石燃料の大量消費により排出された二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス²の影響とされていますが、今後も化石燃料に依存した社会が継続すると、21世紀末には、平均気温が4℃、平均海面水位が26cm～59cm上昇するなどの予測も示されており、また、世界的な気候変動により、異常高温や集中豪雨といった異常気象の増加や生態系の変化が懸念されています。

このような気候変動は、本県が有する、日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島や全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然や多様な生態系に影響を与えるだけでなく、植生の変化や病害虫の発生、海水温の上昇などに伴う農林水産業への悪影響や台風の大型化などによる風水害の発生といった県民生活に直結する影響を与えることも懸念されます。

今後は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活スタイル

1 オゾン層：大気成層圏の中で、地上から10～50キロにあるオゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する役割がある。

2 温室効果ガス：地表の暖まった熱を吸収して、温室のガラスのように大気中に閉じこめ、地球を暖める性質を持ったガスのことで、二酸化炭素・フロン・メタン・一酸化二窒素など。

1 社会状況

を見直し、環境への負荷の少ない資源の循環を基調とする持続可能な社会の実現が求められているとともに、あらゆる世代が環境問題について、正しい理解を深め、責任をもって環境を守る行動がとれるようにすることが、ますます重要になっていくものと考えられます。

国の特別天然記念物指定数			鹿児島県の特別天然記念物
順位	都道府県名	指定数	鹿児島県のツルおよびその渡来地 喜入のリュウキュウコウガイ産地 蒲生のクス 鹿児島県のソテツ自生地 屋久島スギ原生林 枇榔島亜熱帯植物群落 アマミノクロウサギ
1位	鹿児島県	7	
2位	北海道	5	
3位	埼玉県	3	
	富山県		
	岐阜県		
	山口県		
	宮崎県		

資料:文化庁「国宝・重要文化財等指定件数一覧」

(4) 高度情報化の進展

インターネットの急速な普及、ADSL¹や光ファイバ²等によるブロードバンド³化、携帯電話に代表されるモバイル⁴化、放送のデジタル化など、我が国の情報通信事情は、今世紀に入ってから劇的に進展し、県民生活において、利便性の向上やライフスタイルの多様化をもたらしています。

あらゆる世代において、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することも必要となっています。

今後は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながる社会」、いわゆるユビキタスネット社会⁵の実現が期待されていますが、南北600kmに及ぶ広大な県土を有し、少子高齢化・過疎化が急速に進展している本県では、医療や教育など様々な分野における情報通信の有効活用が求められています。

しかし、平成19年12月末における、本県のブロードバンド世帯普及率、ブロードバ

1 ADSL：Asymmetric Digital Subscriber Line の略。非デジタル加入者線。電話線の回線を使い高速のデータ通信を行う技術
 2 光ファイバ：ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通すケーブル。数10～最大100Mbps 程度の超高速インターネット通信が可能。
 3 ブロードバンド：高速・超高速通信を可能とする回線。
 4 モバイル：小型・軽量化、高性能化された携帯性のある情報通信機器やコンピュータなどの端末機器。
 5 ユビキタスネット社会：社会の至る場所に整備されたネットワークの中で、あらゆるモノにコンピュータを埋め込み、それらが互いに自律的な通信を行うことによって生活や経済が円滑に進む社会。

ンド世帯カバー率は全国最下位となっており，全国との格差が大きいことから，情報基盤の整備や高度情報化への対応が必要となっています。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観が「物の豊かさ（経済的な豊かさ）」より「心の豊かさ（精神的な豊かさ）」を、「集団」より「個人」の個性を重視する傾向が高まるなど，多様化しています。こうした価値観の多様化や高齢化，女性の社会進出などにより，個人のライフスタイルも多様化しています。

また，近年は，NPO¹による活動やボランティア活動など，個人や団体による社会貢献活動も活発になり，地域活動や社会貢献活動に対する県民の関心が高まっています。このような中で，住民をはじめ，NPOやボランティア団体など多様な担い手が知恵を出し合い，助け合う「共生，協働」の仕組みづくりが求められています。

一方，少子高齢化の進行や過疎化の進展，価値観の多様化などにより，地域のコミュニティ²機能や社会規範意識の低下による犯罪の質的变化が懸念されているほか，安心して子育てができる環境づくり，地域における防災力の充実・強化などが求められています

本県においては，小中学生の子ども会への加入率が高く，自治公民館数が多いなど，地域内のつながりは残っているものの，自治会等への加入者数が，徐々に減少するといった状況も見られます。本県の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりを守り育てていくための取組や安心して生活できる地域社会づくりが必要となっています。

(6) 地方分権の進展

少子高齢化や人口減少が進む中，人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応する公共サービスを的確に提供していくためには，これまでの中央集権型の行政システムから，住民に最も身近な地方公共団体が自己決定，自己責任の下に，その創意と工夫によって住民の視点に立った行政を執行する地方分権型の行政システムに移行することが不可欠となってきており，国と地方の役割分担や国の関与の在り方が見直されるなど，地方のことは地方自らが決定する地方分権時代が到来しています。

「平成の大合併」による市町村合併が全国的にも急速に進行し，平成20年11月現在，

1 NPO：Non Profit Organization の略。営利を目的としない団体の総称。自発的，自立的な市民活動団体を言う意味で用いられる場合が多い。

2 コミュニティ：一定の地域に居住し，何らかの共通テーマの下に仲間意識を持ち，互いにコミュニケーションを行っているような人々の集まりのこと。自治会や町内会などは，コミュニティの最小単位と考えられる。

1 社会状況

本県においても96市町村から半数以下の45市町村となり，市町村の規模が拡大し，自立性の高い基礎自治体が形成されつつあります。

また，さらなる地方分権の推進や現在の都道府県の県域を越えた広域行政課題に対応するため，道州制¹の導入について，道州制ビジョン懇談会や九州地域戦略会議などで検討されています。

教育の分野においても，平成19年6月に，教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実とともに，教育委員の数の弾力化や文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにすることなど，教育における地方分権を目的として，地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され，また，学級編制の決定権や教職員の人事権などについて，都道府県から市町村への権限の移譲が議論の対象となっています。

1 道州制：都道府県を広域の「道」や「州」に再編し，国から道や州に権限と財源を移譲する制度

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

本県の児童生徒数は減少を続け、今後の中学校卒業予定者数の減少率は、全国でも高い水準となっています。

また、一学校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定¹がありますが、平成20年度における本県の公立小中学校の状況は、12学級を下回る学校が小学校で76%、中学校で80%を占めるなど小規模の学校が多いのが現状です。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方で、過疎化・少子高齢化が進行する本県にあっては、運動会等の学校行事に地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られます。

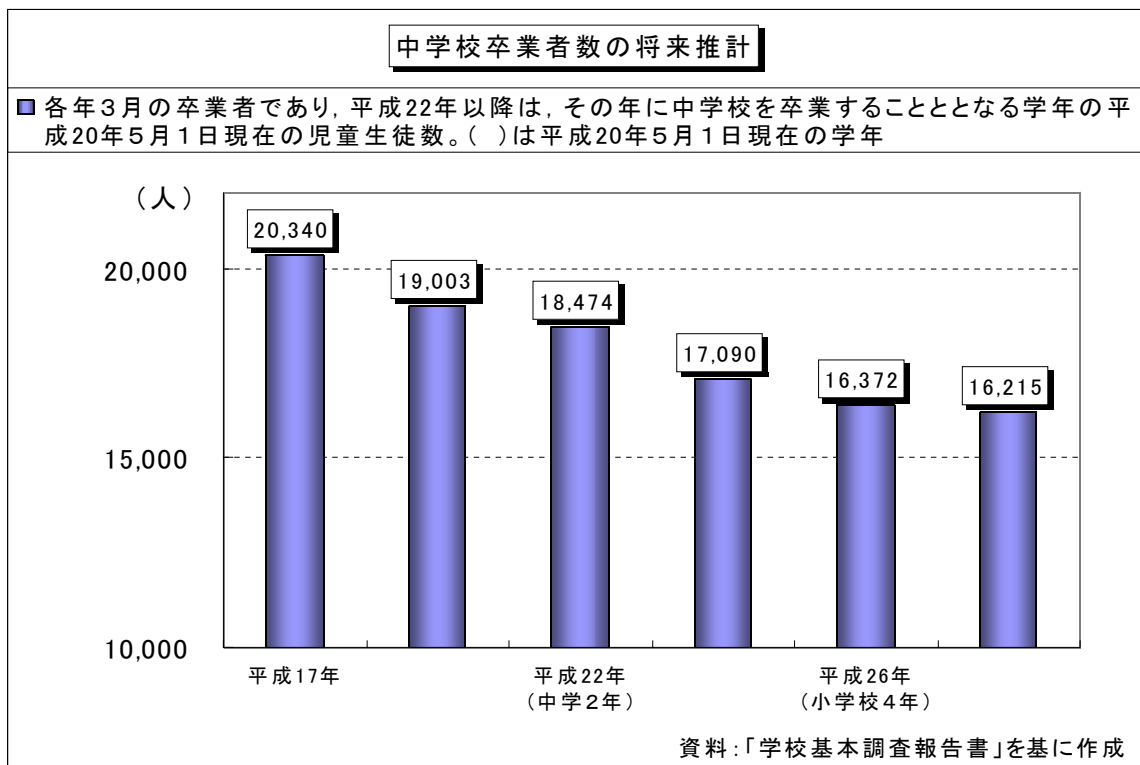
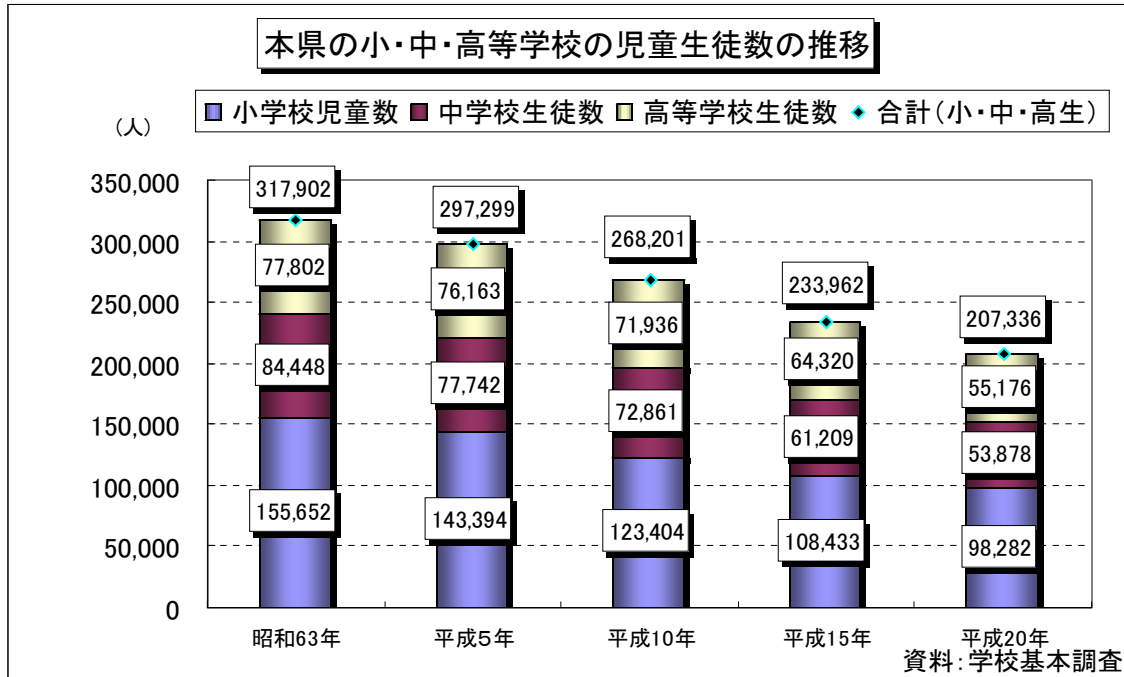
公立小中学校の統廃合は、その設置者である市町村が主体的に行うものであり、その検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の理解と協力を得ながら進められるものであると考えます。

本県においても、小中学校の統廃合について、検討している自治体がありますが、国において、平成20年6月から、小中学校の適正規模についての検討に着手したことから、国の動向も踏まえ、適切に対応する必要があります。

また、生徒減少がさらに進む現状では、高等学校の再編整備は避けて通れない課題となっています。これまで、平成15年10月に策定した「かごしま活力ある高校づくり計画」に基づき、地域や学校の実態等を勘案しながら、学校規模の適正化を図るための再編整備を進めてきたところです。

今後とも、全県的、長期的視点に立って再編整備を進め、本県高等学校教育の充実・振興に努めることが必要です。

1 学校教育法施行規則第41条：小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（中学校は、同条を準用する。）



(2) 学力

本県の公立小中学生の学力については、毎年度、実施している「基礎・基本」定着度調査において、「読み・書き・算」等の基礎学力は小学校では概ね定着しており、中学校では国語、社会は概ね定着しているが、数学、理科、英語で定着が不十分であるという結果が得られています。

また、平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学とも、知識に関する問題は概ね理解されているが、活用に関する問題について課題があるとの結果が得られています。

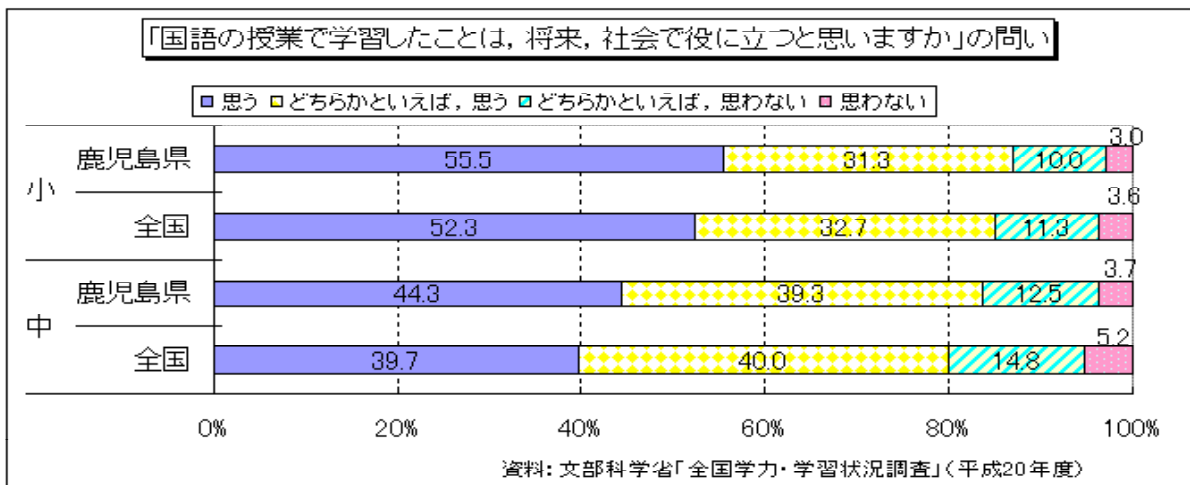
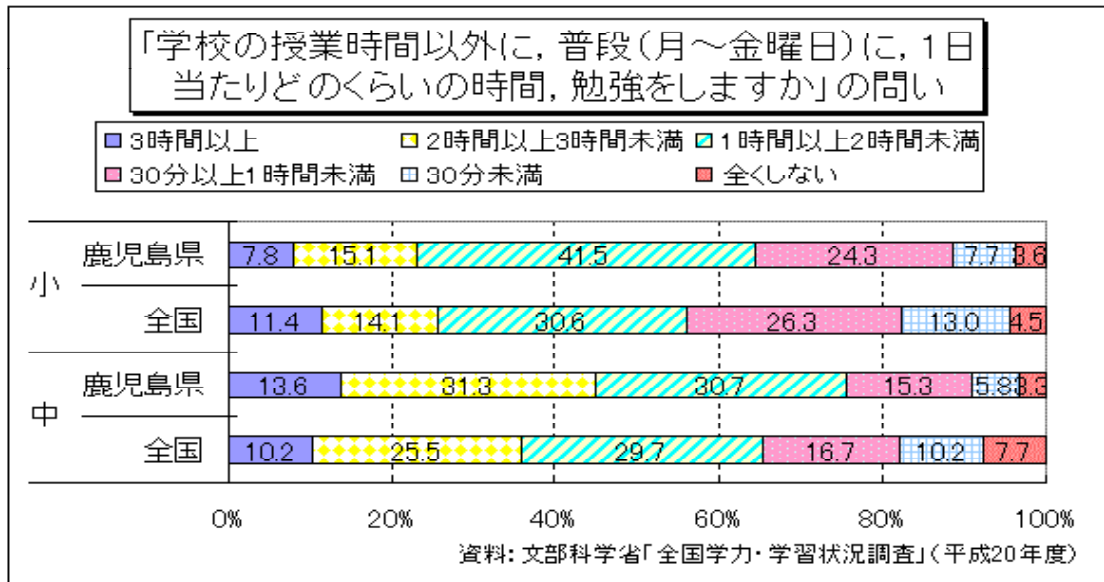
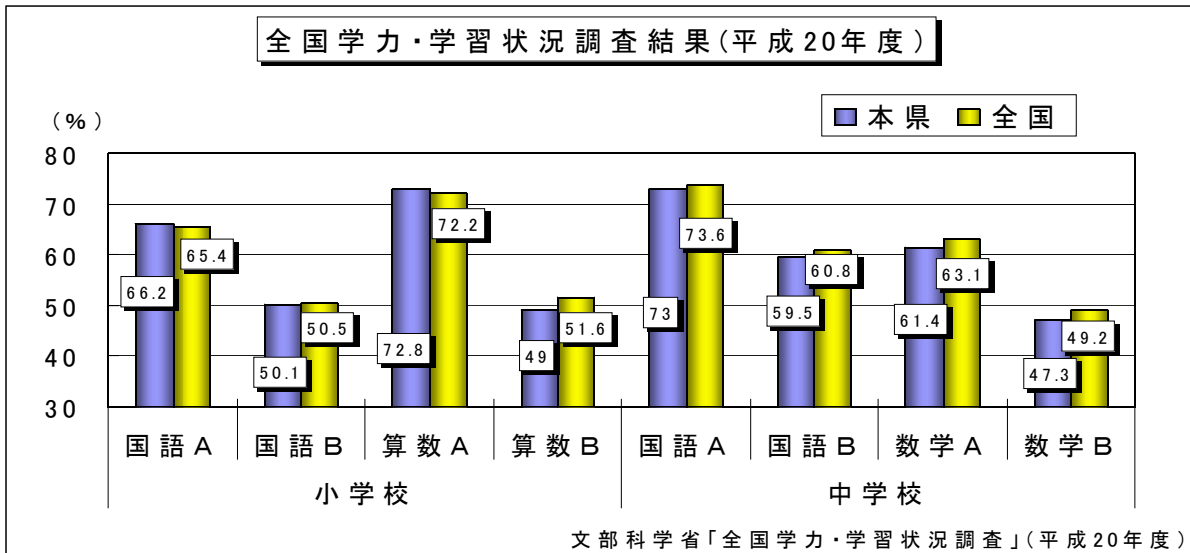
今後は、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を習得させることが必要です。

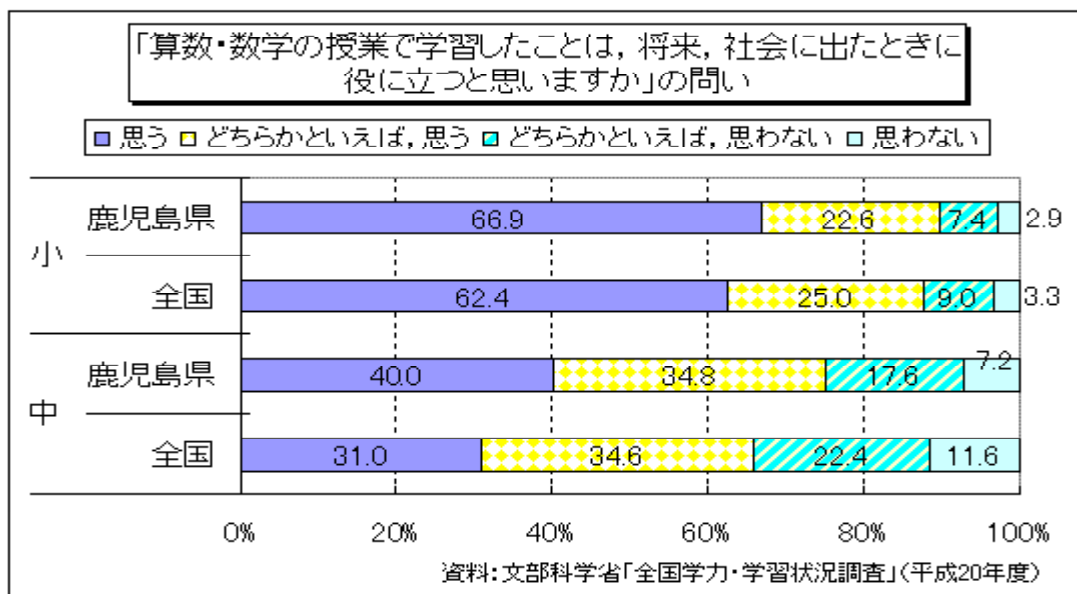
基礎学力の定着を図るためには家庭での学習が不可欠なことから、小学校60分、中学校90分を目安として一定の学習時間を確保する「家庭学習60・90運動」を展開していますが、全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日の一日当たりの学校の授業以外での学習時間について、小学生で1時間未満と回答した割合が、35%程度、中学生で1時間未満と回答した割合が、24%程度となっています。

また、同調査において、「国語、算数・数学で学習したことが将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した割合は、国語では、小中学校とも8割を超えています。算数・数学では、中学校が75%となっています。また、「国語、算数・数学の勉強は大切だと思う」と回答した割合は、小学校では、両教科とも9割程度、中学校で、国語で89%、数学で85%となっています。

学習意欲は、学力の向上に大きく関わっており、今後は、子どもたちの学習意欲を高めながら学力の向上につなげていくことが必要です。

高等学校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するため、それぞれの学校で、進学や就職に対応できる学力の向上が求められています。





(3) いじめ、不登校等の状況

「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本県公立学校におけるいじめの件数は835件、不登校児童生徒数は2,328人であり、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の現状は、依然として憂慮すべき状況です。

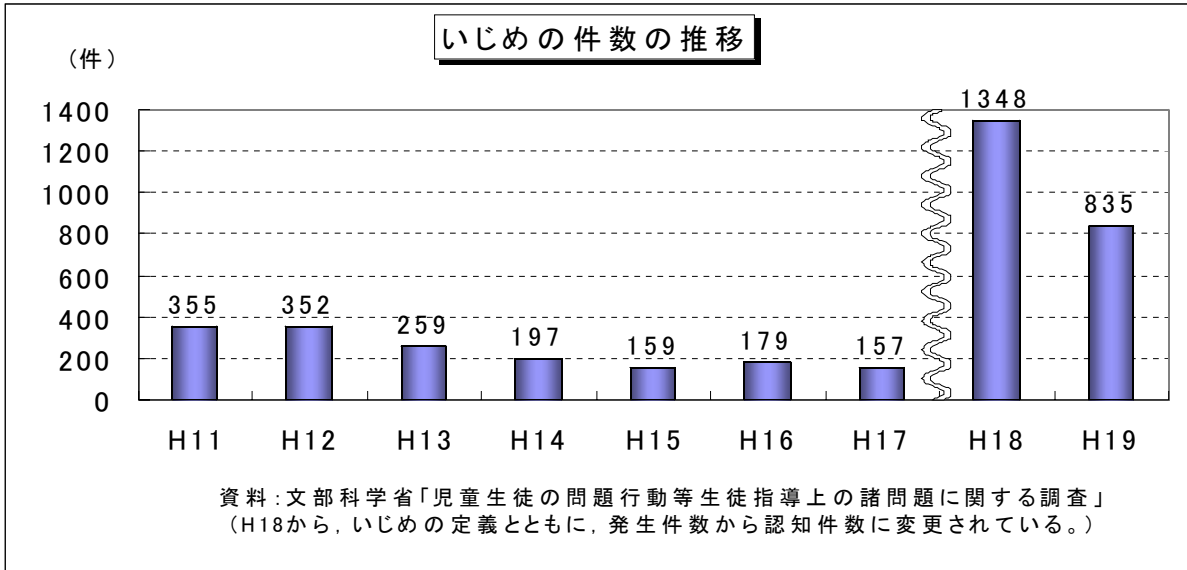
いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、今後ともすべての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話やパソコンを用いた「ネットいじめ」が増加しており、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校については、在籍児童生徒全体に占める不登校児童生徒数の割合は、1.07%と、全国の1.20%と比較すると低いものの、不登校児童生徒数は、年々増加する傾向にあり、極めて憂慮すべき状況です。

不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー¹等を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

1 スクールカウンセラー：臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題



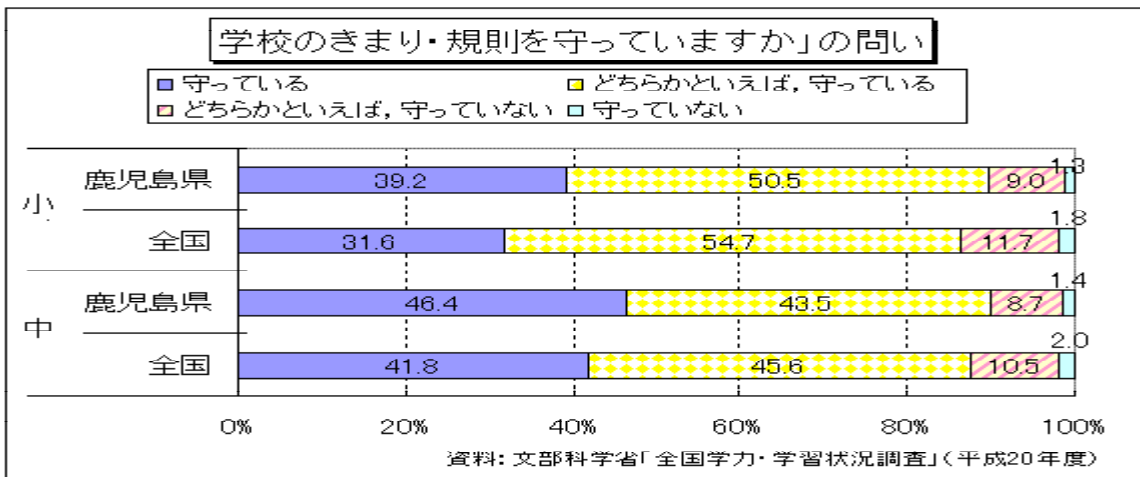
(4) 規範意識

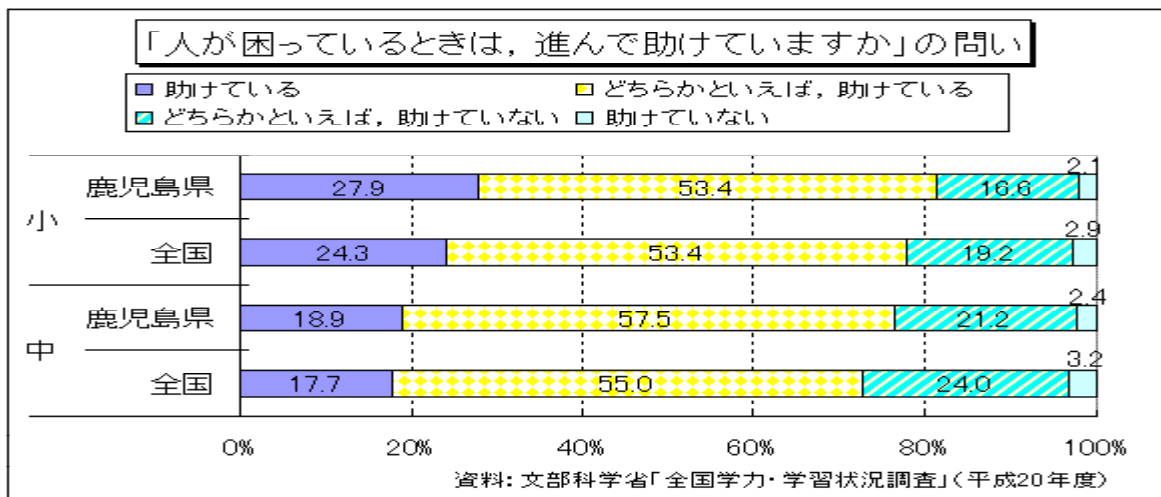
今日、本来子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、社会的マナー等が十分に備わっていないことなどが指摘されています。

改正教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んじるべきこと」などの理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標とされ、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査で、「学校の決まり・規則を守っている」と回答した割合が、小中学校とも約90%となっています。

子どもたちが思いやりの心を持ち、豊かな人間性を備えるために、全教育活動を通して、規範意識の涵養を図ることが必要です。





(5) 基本的生活習慣

平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校では87%程度、中学校では85%程度となっており、また、「午前0時以降に寝る」と回答した割合が、小学校で2.3%、中学校で25.0%となっています。

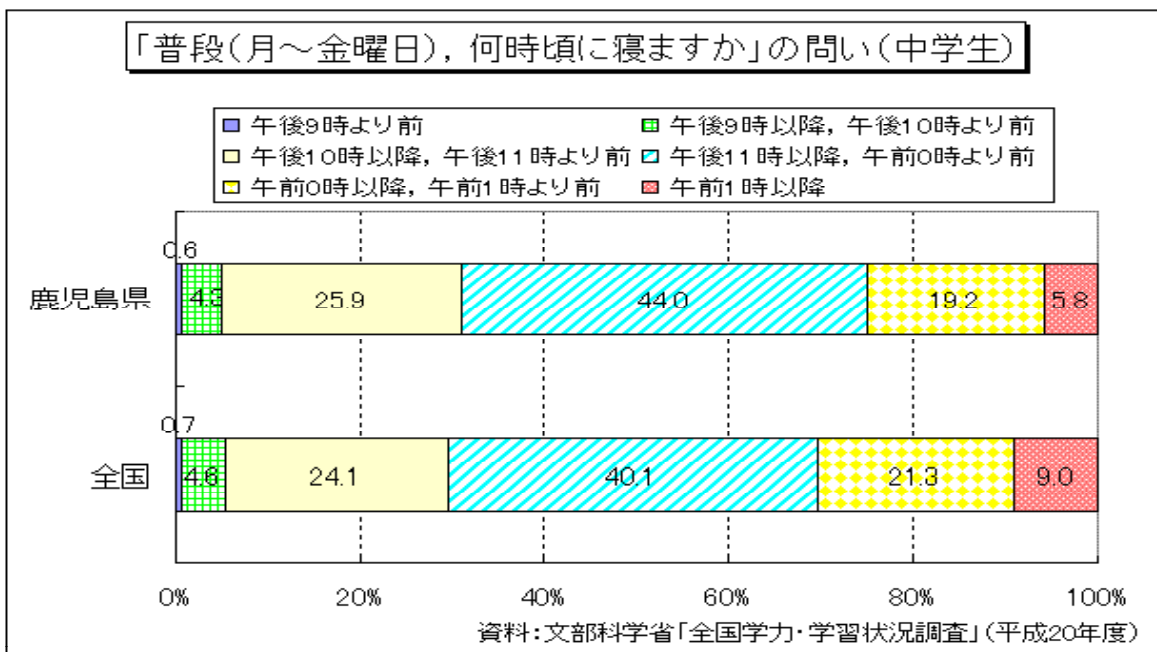
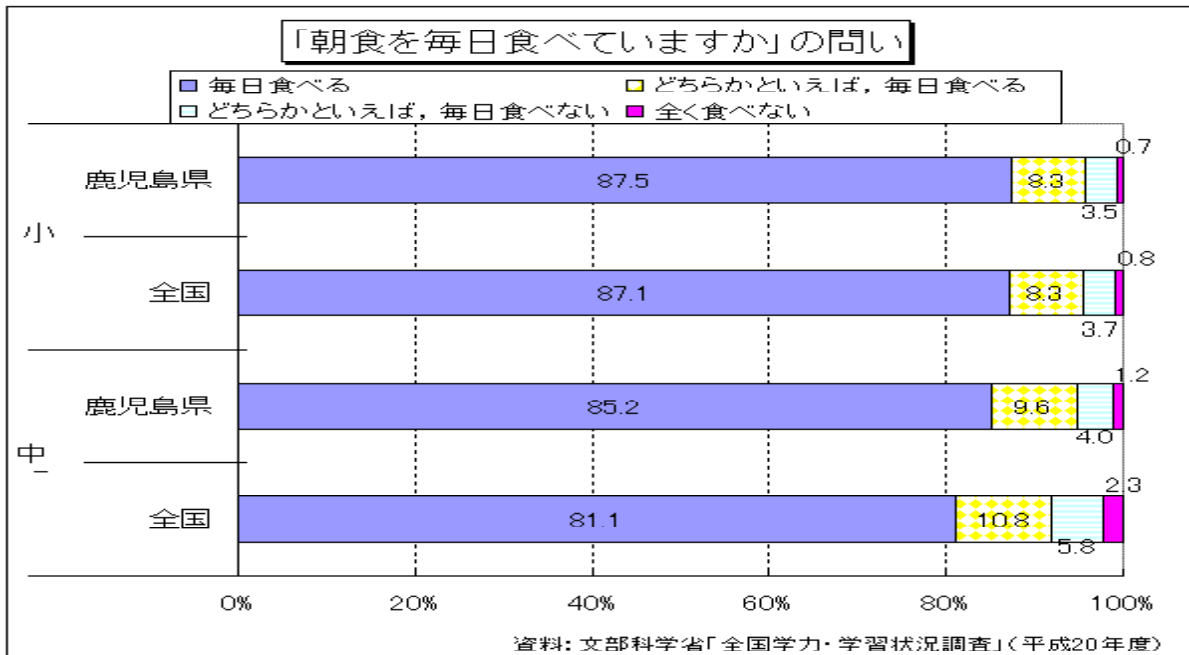
とりわけ、食生活については、「食」を大切にする心の欠如、「食」の安全性、伝統ある食文化の喪失等の問題が指摘されています。これらの問題に対応するため、平成17年に食育を国民運動として展開していくことを目的に、食育基本法が制定されました。

食生活の乱れや不規則な睡眠等子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

子どもが、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「早寝早起き朝ごはん」¹などの取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

1 早寝早起き朝ごはん：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題



(6) 特別支援教育

学校教育法が改正され、盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化することや、小中学校等において学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の障害のある児童生徒等に、適切な教育を行う特別支援教育が推進されています。

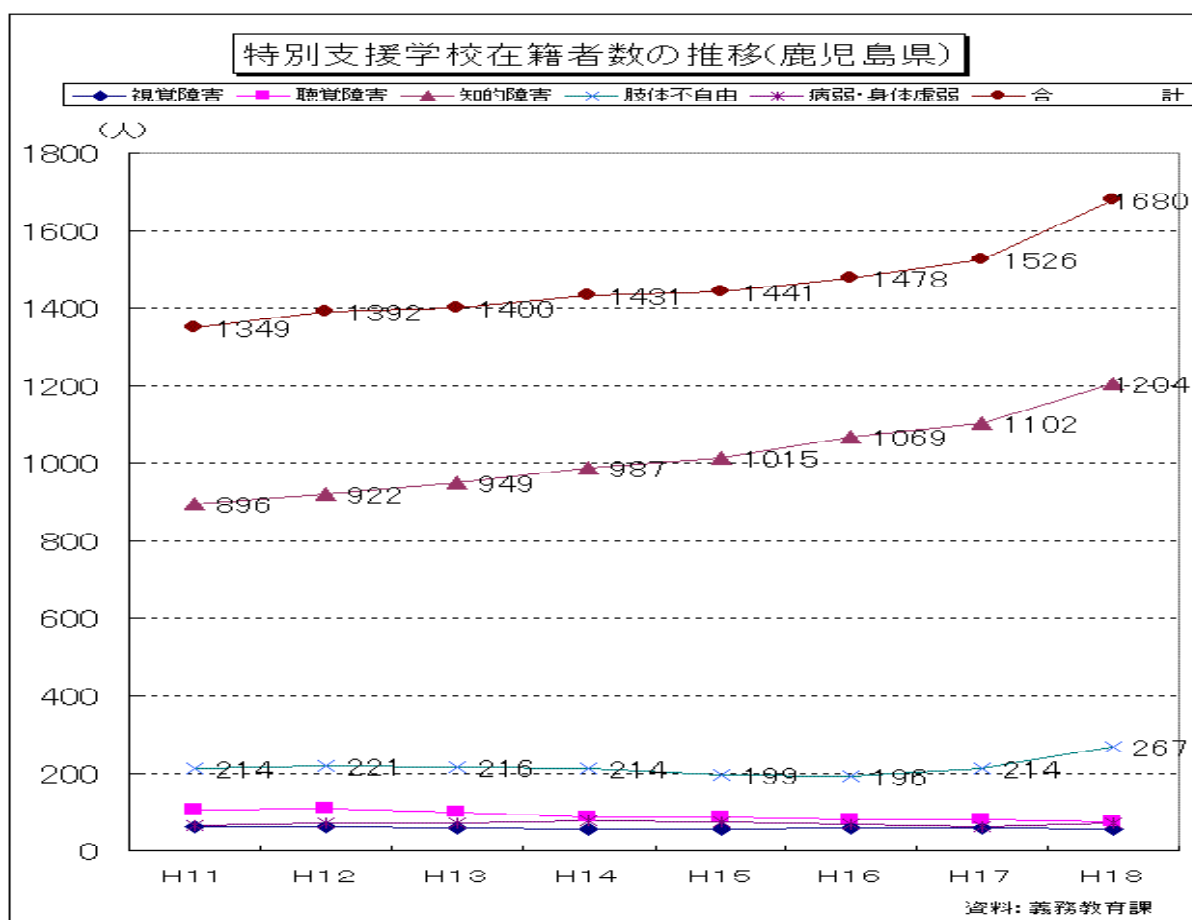
本県においても、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあ

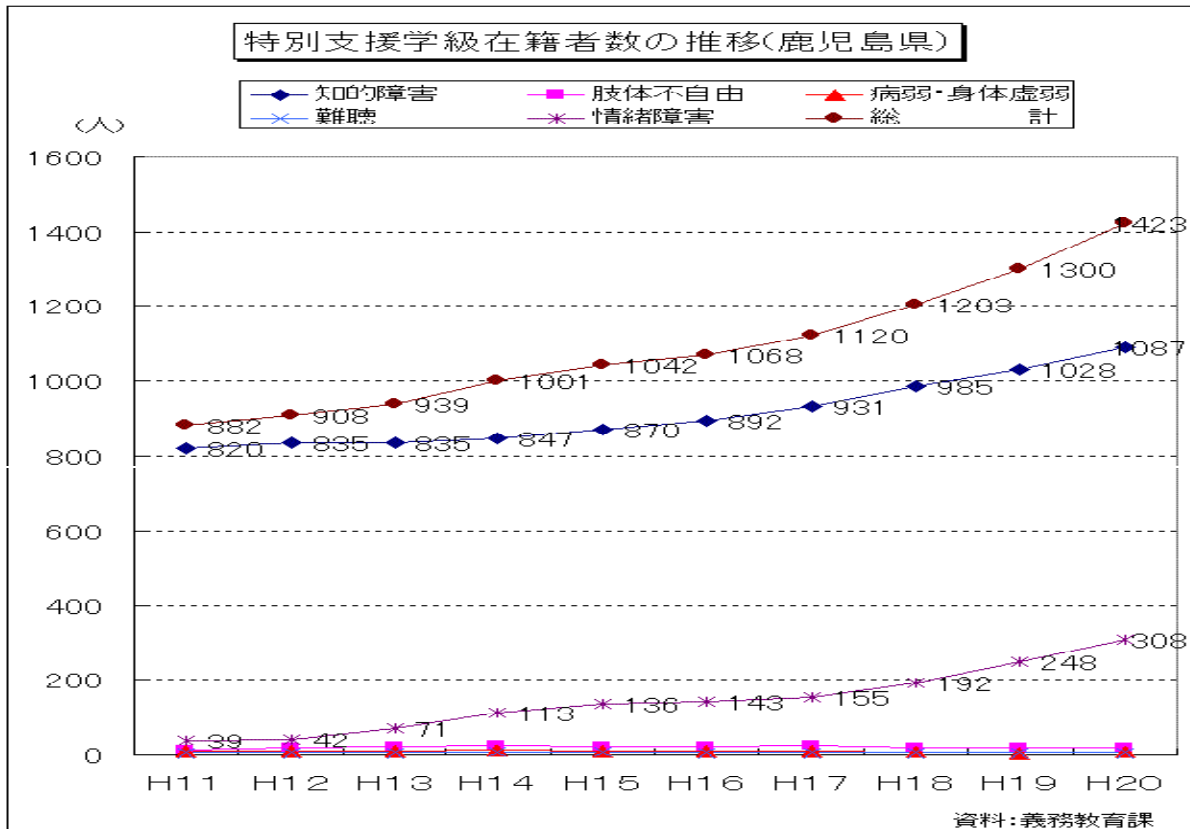
2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

ります。学習障害や注意欠陥多動性障害，高機能自閉症等の障害があり，特別な支援を必要とする児童生徒は，小中学校の通常の学級でも6.5%程度は在籍すると推測されています。これらの児童生徒の個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行うことが求められています。

特別支援学校には，地域の小中学校の特別支援教育に対するセンター的機能を果たす役割が求められており，その専門性を生かし，地域の小中学校への巡回指導や校内研修会等を実施していますが，一部の特別支援学校では，施設の老朽化や過大規模化，高等部未設置の課題もあります。

また，比較的軽度の知的障害のある生徒を対象とする高等特別支援学校の整備が求められています。





(7) キャリア教育

世界経済のグローバル化に対応した企業の競争力向上のためのコスト削減やバブル経済崩壊後の採用抑制等により、フリーターやパート、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど、雇用形態も多様化してきています。

また、学校に行かず、就職活動も行わないニート¹といわれる若者が全国で62万人以上いるとの報告がなされ、深刻な社会問題になりつつあり、その対策が求められています。

一方、平成18年度調査による新規高卒者の3年以内の離職率をみると、本県は50.6%となっており、全国平均とほぼ同じとなっています。早期離職の理由としては、求人側と求職者のミスマッチ、コミュニケーション能力や忍耐力の不足、離職への抵抗感が薄れてきたこと、職業観が十分身に付いていないことなどが挙げられています。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成

1 ニート：NEETとは、Not in Education, Employment or Trainingの略。非労働力人口（就業者、失業者以外の者）のうち、年齢が15～35歳未満で、学校にも行かず、就職の意図もなく、職業訓練も行っていない者

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

することが重要であり，小学校では，夢や希望を持ち，目標に向けて努力する態度を育成すること，中学校では，さまざまな職業があることを理解させ，自らの適性について考えさせること，高等学校では，自らの進路について具体的に考えさせ，社会に出ていく準備を行うことなど，発達段階に応じたキャリア教育の推進が必要です。

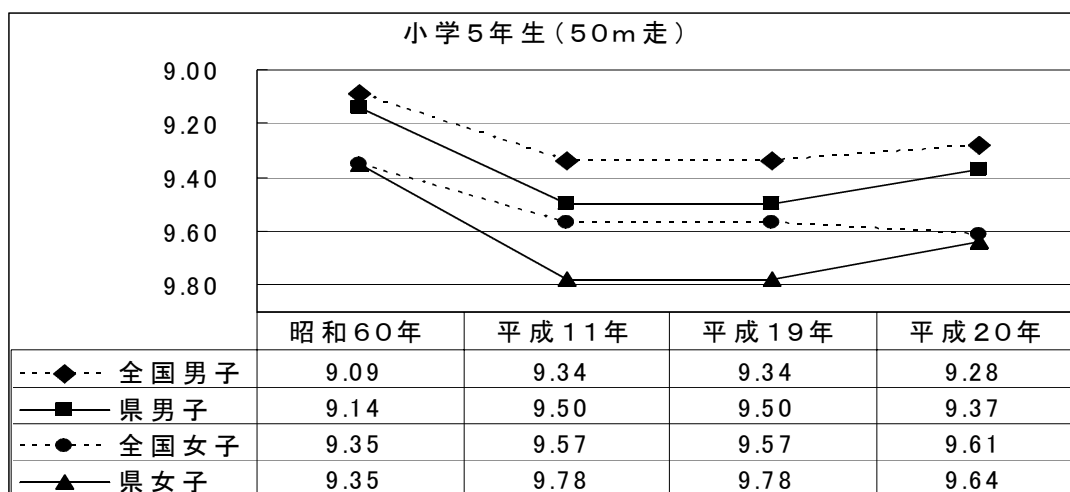
(8) 体力や運動能力

近年，生活環境の変化による児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ，児童生徒の体力，運動能力は全国，本県ともに低下傾向にあります。全国との比較では，特に，反復横跳びや50m走が全国平均を下回っています。

子どもの体力は，生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり，体力向上は大変重要な課題です。

また，体格については，身長・体重・座高等が徐々に全国平均に近づいてきているものの，肥満傾向児¹の出現率が年々高くなっています。

肥満の主な原因としては，食生活の乱れ，不規則な生活，運動習慣の欠如等が挙げられることから，今後，子どもたちに，望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせる必要があります。



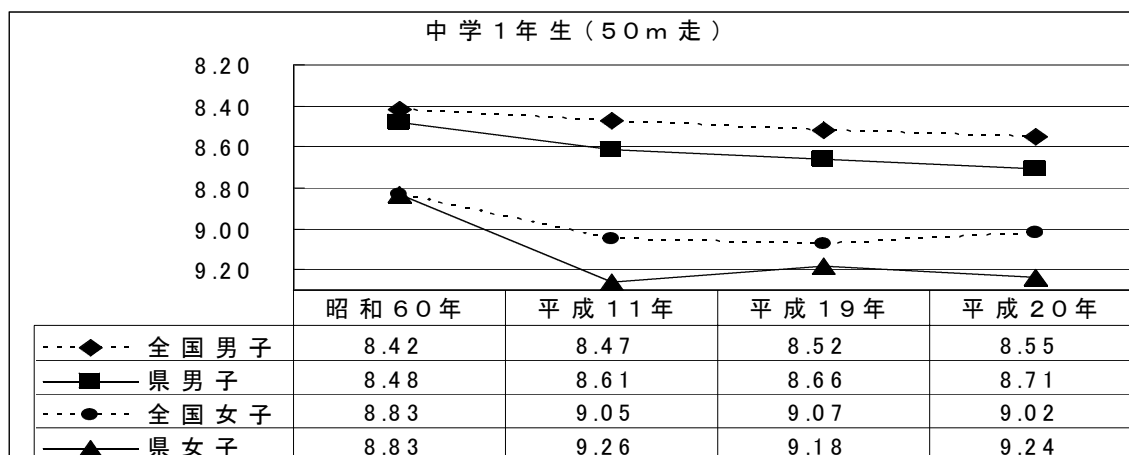
(昭和60年調査は全校実施，それ以外の調査は抽出校実施)

1 肥満傾向児：次の算式から得られる肥満度が20パーセント以上の者

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) \div \text{身長別標準体重} \times 100\%$$

身長別標準体重とは，年齢別，性別に定められた係数と実測身長により得られる体重のこと。

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題



（昭和60年調査は全校実施，それ以外の調査は抽出校実施）

(9) 安全・安心な教育環境の整備

近年，学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害が加えられる事件が発生し，大きな社会問題となっています。また，児童生徒の交通事故や水難事故の発生が跡を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに，学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

また，児童生徒が安心して学び，生活する場であるとともに，災害時の地域住民の応急避難場所としての役割を果たす学校施設の耐震性が問題となっているところですが，本県の公立学校における耐震化率は，全国平均を下回っており，早期の対策が必要です。

(10) 家庭・地域の教育力

近年の核家族化，少子化等，家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い，本来，子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣，規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど，家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭は，すべての教育の原点であり，幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から，命の大切さや基本的な生活習慣，他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また，地域社会には，子どもたちの日常を見守り，家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組，大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本県においては、全国一の組織率を誇る子ども会や会員数約20万人のPTA連合会、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指して活動している多くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。

今後とも、市町村や社会教育関係団体との連携を密にするとともに、本県において昔から引き継がれている教育的資源を生かした活動を継承し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していくことが必要です。

小中学生の子ども会の加入率(平成19年度)
【鹿児島県】

小学生			中学生		
順位	都道府県名	加入率	順位	都道府県名	加入率
1位	福井県	93.1	1位	山梨県	67.9
2位	石川県	90.9	2位	鹿児島県	66.3
3位	岐阜県	88.8	3位	佐賀県	64.0
4位	群馬県	87.6	全 国		12.6
5位	佐賀県	87.0			
6位	鹿児島県	86.6			
国		46.3			

資料:(社)全国子ども会連合会

「親父の会*」結成状況(平成19年度)
【鹿児島県】

	組織数	組織率
小学校区	241	41.1%
中学校区	104	39.1%
計	345	40.4%
(参考)その他の組織	23	
合 計	368	

*親父の会:父親が、家庭や地域において、子どもに目を向け、ふれあいの機会を広げるなど、親としての役割を高め、健全な青少年の育成を図ることを目的とするもの。

資料:県教育委員会「社会教育現状調査」

(11) 子どもたちの文化活動

本県に数多く残っている地域の伝統芸能・行事や郷土訓¹等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

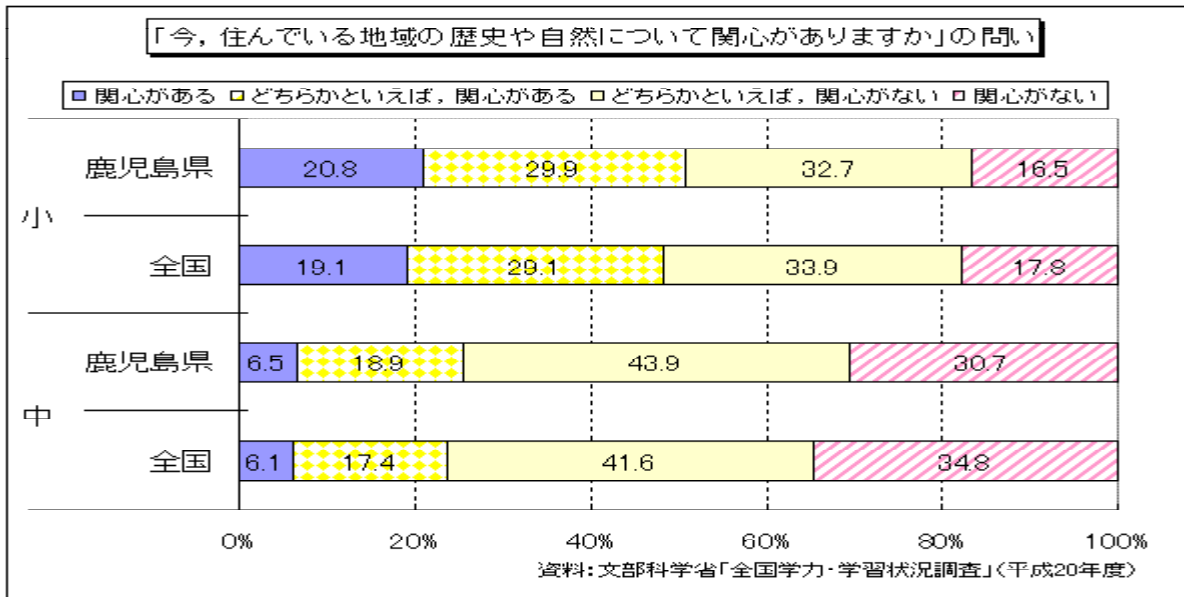
また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校も多く、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

一方で、少子高齢化・過疎化による担い手不足等により、それらの文化資産を保存・継承することが難しくなっています。

子どもたちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、鹿児島県の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

1 伝統芸能・行事や郷土訓の例:おなん講、鬼火たき、カセダウチ、くも合戦、十五夜ソラヨイ、諸鈍シバヤ、川内大綱引、曾我どんの傘焼、トシドン、初午祭り、浜おり、平瀬マンカイ、妙円寺詣り、弥五郎どん祭り、流鍋馬、六月灯、奄美の島唄、田の神、南洲遺訓、日新公いろは歌、出水兵児修養掟 など

2 本県の子どもたちを取り巻く現状と課題

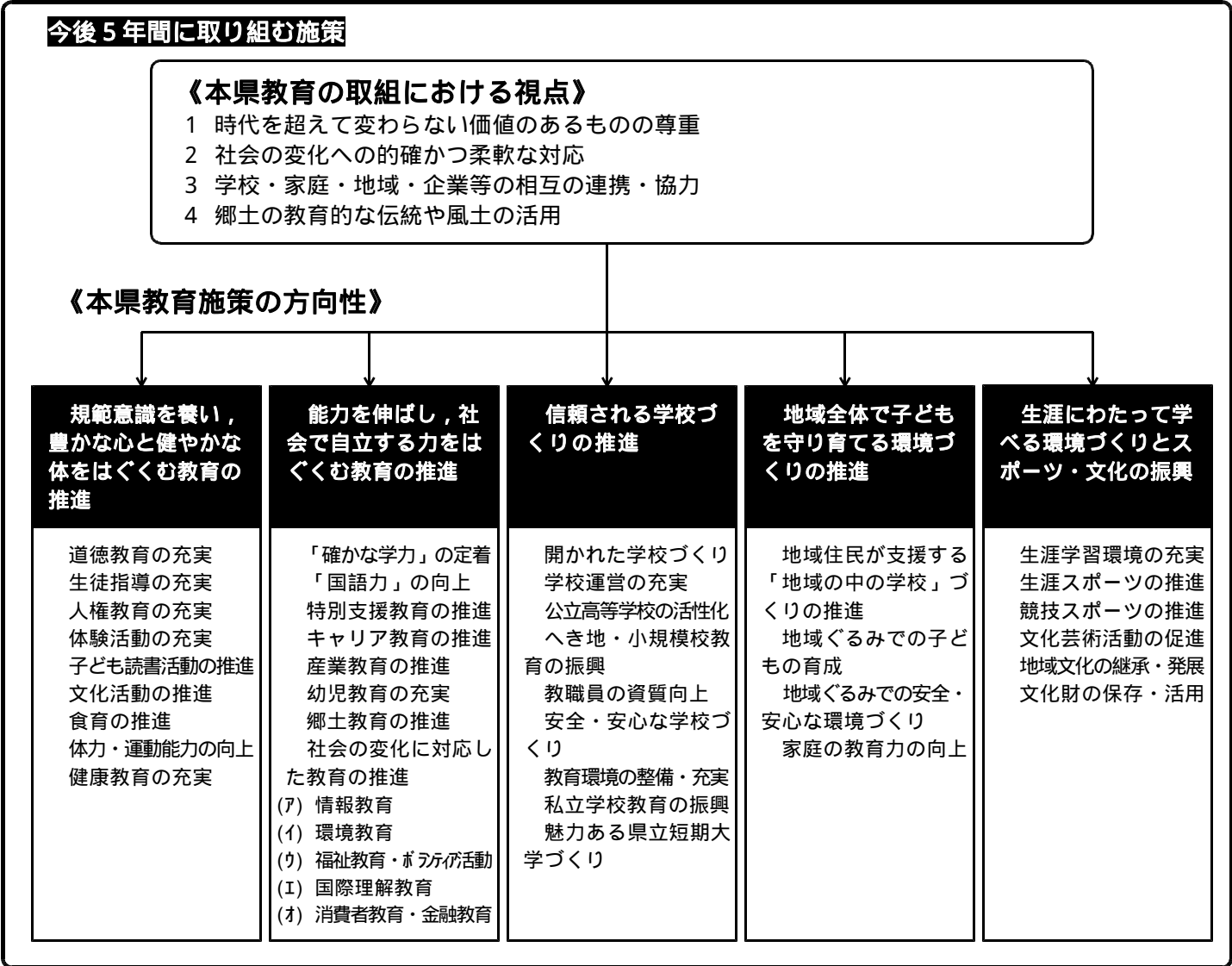
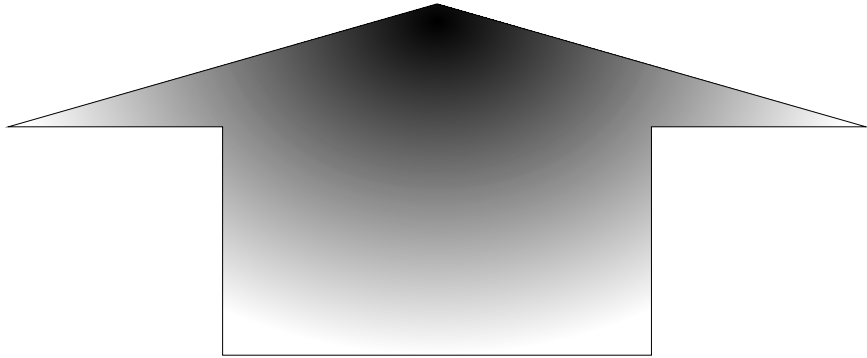


基本目標と施策の関連図

10年後を見据えた教育の姿

《基本目標》：「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間



第3章 10年後を見据えた教育の姿

基本目標：「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」

- 1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- 2 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。また、「郷中教育」や「日新公しゅしんこういろは歌」などの教えもあり、日本の黎明期をリードした西郷隆盛や大久保利通など、多くの偉人も輩出してきています。

また、本県には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、さまざまな分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

本県では、これまで、これらの教育的資源も活用しながら、「あしたをひらく心豊かな人づくり」を基本目標として、生涯学習の観点に立ち、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かな県民の育成を目指して、取組を進めてきました。

改正教育基本法第1条に規定された教育の目的は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」となっており、今後一層将来の社会を担う人材育成に努める必要があります。

また、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切にすることなどの豊かな心を持った人材の育成とともに、変化の激しい社会の中で、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる力を持った人材の育成が求められています。

これらのことから、今後の本県の教育を進めるに当たっての基本目標を「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」とし、次に掲げる人材の育成に努めます。

1 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間

子どもたちは、「未来からの預かりもの」であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることから、その価値を尊重するとともに、自立した存在として生涯にわたる成長を支える必要があります。

これからの社会においては、一人一人が学ぶことの楽しさを知り、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けることが必要です。また、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現を目指そうとする意欲、態度を育成することが大切です。

また、未来を担う子どもたちは、社会生活を送る上で、規範意識、自律心、誠実さ、勤勉さ、公正さ、責任感、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する心、生命を大切に作る心、礼節を重んじる心、自然を愛する心、美しいものに感動する心などを身に付ける必要があります。

さらに、健やかな体は、人間の心の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために不可欠なものです。子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康の保持に必要な知識、習慣も身に付けさせることが必要です。

2 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間

グローバル化の中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史の中にいる人々と共生していくことが重要な課題となっています。

このためには、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度をはぐくむこともますます必要となってきます。

少子高齢化・過疎化が急速に進行する本県では、地域づくりの担い手の減少や地域の活力の衰退などが予想され、今後、一人一人が、地域社会の課題を自分自身のものとして捉え、積極的に行動することが求められることとなります。

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが国づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度などを育成していく必要があります。

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本県教育の取組における視点

第3章において、10年後を見据えた教育の姿として、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げました。

その実現に向けて、次の視点を持って、施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切にはぐくんでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化への的確かつ柔軟な対応

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。

少子高齢化の進行やグローバル化の進展など、本県教育を取り巻く環境は、急速に変化しています。

このような社会の変化に的確かつ柔軟に対応した施策を推進します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の相互の連携・協力

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体をはぐくむ教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育¹・キャリア教育²への協力、企業としての教育

1 職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育

2 キャリア教育：児童生徒一人一人の職業観を育てる教育

力や資源を活用した取組，社員のワーク・ライフ・バランス¹の確保のための取組等により，社会的責任として，地域社会の教育力向上のため，役割を担っていくことが求められています。

これら学校・家庭・地域・企業等が，それぞれの役割を果たせるよう，相互に緊密な連携・協力を図りながら，施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

本県には，教育を大事にする伝統や精神，風土があり，豊かな自然，日本の近代化をリードした歴史，地域に根ざした個性あふれる文化，全国に誇れる農林水産業等の産業，さまざまな分野で活躍している人材など教育的資源も豊富です。また，地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用して，施策を推進します。

1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで，働く人が仕事上の責任と，仕事以外の生活でやりたいことや，やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

1 本県教育の取組における視点

2 本県教育施策の方向性

「1 本県教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。

本県には、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など、困難に直面したときにあきらめずに努力することや他人を思いやる心を持たなければならないという教えもあります。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむ教育を推進します。

能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力をはぐくむ教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも取り組みます。

信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう、心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。

学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながります。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。

本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域

で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、すべての県民が地域社会全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

県民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、スポーツや文化の振興を図ります。

3 具体的施策の展開

規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

道徳教育の充実
 生徒指導の充実
 人権教育の充実
 体験活動の充実
 子ども読書活動の推進
 文化活動の推進
 食育の推進
 体力・運動能力の向上
 健康教育の充実

能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

「確かな学力」の定着
 「国語力」の向上
 特別支援教育の推進
 キャリア教育の推進
 産業教育の推進
 幼児教育の充実
 郷土教育の推進
 社会の変化に対応した教育の推進
 (ア) 情報教育
 (イ) 環境教育
 (ウ) 福祉教育・ボランティア活動
 (エ) 国際理解教育
 (オ) 消費者教育・金融教育

信頼される学校づくりの推進

開かれた学校づくり
 学校運営の充実
 公立高等学校の活性化
 へき地・小規模校教育の振興
 教職員の資質向上
 安全・安心な学校づくり
 教育環境の整備・充実
 私立学校教育の振興
 魅力ある県立短期大学づくり

地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進
 地域ぐるみでの子どもの育成
 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
 家庭の教育力の向上

生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習環境の充実
 生涯スポーツの推進
 競技スポーツの推進
 文化芸術活動の促進
 地域文化の継承・発展
 文化財の保存・活用

規範意識を養い，豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

道徳教育の充実

【現状と課題】

近年，児童生徒の規範意識の低下が指摘されていますが，基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど，社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識，自他の生命の尊重，自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道徳教育を充実させることは重要です。

全国学力・学習状況調査によると，例えば「学校のきまり・規則を守っている」との質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合は全国平均と比べて高いという結果が得られています。しかしながら，学年が進むにつれてその割合が低下する傾向が見られます。

学習指導要領の改訂を踏まえ，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し，未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。

【これからの施策の方向性】

「人間尊重の精神」，「生命に対する畏敬の念」などに加え，「伝統と文化の尊重」，「我が国と郷土を愛し，他国を尊重すること」，「公共の精神」についての取組を推進します。

児童生徒の実態を踏まえ，学校段階や発達段階に応じた，教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに，教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。

家庭や地域との連携を深め，児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

【主な取組】

道徳教育の目標に「伝統と文化の尊重」，「我が国と郷土を愛し，他国を尊重すること」，「公共の精神」が加えられたことなど学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに，各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し，道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。

「心のノート」や郷土教育資料「ふるさとの心」等の各種資料の活用を促すとともに，各地域の教育伝承も活用し，道徳教育の充実に努めます。

総合的な学習の時間や特別活動などを活用し，特色ある教育活動をさらに推進するとともにボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。

一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに，道徳に関する指導力の向上が図られるよう，各種研修の内容の充実・改善に努めます。

青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い，道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

生徒指導の充実

【現状と課題】

いじめや暴力行為等の問題行動，インターネット・携帯電話の普及に伴う新たな課題に，学校，家庭，地域，関係機関等が連携して対応することが必要です。

「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」によると，本県公立学校における暴力行為は141件(小2件，中34件，高105件)，いじめは835件(小329件，中399件，高105件，特2件)，不登校児童生徒は2,328人(小272人，中1,369人，高687人)となっています。

いじめについては，人権に関わる重大な問題ととらえ，一件でも多く発見し，一件でも多く解決するという基本的認識に立つとともに，問題行動の早期発見，早期対応のために，学校，家庭，地域，関係機関等との連携を一層推進することが必要です。

不登校児童生徒の学校復帰に向けて，一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために，学校，家庭，関係機関等との連携した取組を一層充実することが必要です。

【これからの施策の方向性】

生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。

学校の生徒指導体制を確立し，全教職員が一体となった生徒指導に努めます。

スクールカウンセラー配置事業やいじめ問題等相談員派遣事業，「かごしま教育ホットライン24」など総合的な相談体制の充実に努めます。

学校，家庭，地域，関係機関等の連携を促進します。

市町村教育委員会の生徒指導に関する機能強化への支援に努めます。

【主な取組】

生徒指導に関する研修の内容の充実を図り，不登校や問題行動の未然防止，早期解決が図られるよう，教職員の指導力の向上に取り組めます。

管理職のリーダーシップの下で，生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し，心に届く生徒指導を推進します。

不登校や不登校傾向の児童生徒については，各学校において個別支援計画を作成するとともに保護者や関係機関と連携した個別指導，家庭訪問を行うことなどにより，児童生徒の学校復帰に向けて，個に応じた組織的・継続的な支援に努めます。

いじめ，不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラー等の配置や「かごしま教育ホットライン24」による電話相談を実施するとともに，市町村独自の相談事業と連携し，総合的な相談体制の充実に取り組めます。

「かごしま児童生徒健全育成サポート制度」の充実を図り，警察との連携強化に努めるとともに，福祉機関等との連携の在り方の実践的研究を推進します。

人権教育の充実

【現状と課題】

すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、平和で、民主的かつ幸福な社会を作るために大切なことです。

人権教育は、すべての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、創意工夫して取り組む必要があります。

児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていない、また、教職員に人権尊重の理念が十分に認識されていないなどの状況も見られます。

県民の「人権や差別についての正しい理解と認識」は深まりつつありますが、平成15年度に実施した「人権についての県民意識調査」において、「人権意識は10年前に比べて高くなったか」の質問に対し、「一概にはいえない」が40.2%、「思わない」が16.9%という結果が得られています。

【これからの施策の方向性】

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図ります。

すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。

教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組めます。

社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

課題別研究会や授業などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実に努めます。

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を通して、児童生徒の発達段階に配慮した人権教育指導資料等を作成・配布するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重精神の高揚に努めます。

さまざまな人権課題に応じた研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質の向上に努めます。また、地区ごとに開催する授業を通じた研修会等において、人権教育の指導内容等の工夫・改善に努めます。

社会教育主事等の人権意識の高揚や指導力の向上を図り、社会教育における人権教育の推進体制を充実・強化します。

体験活動の充実

【現状と課題】

豊かな自然，多様な食文化，地域の伝統文化などを生かした体験活動は，生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ，社会性などを育てる有効な機会です。

本県は，温暖な気候や豊かな自然，多様で豊富な食材や食文化，地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており，各学校においては，社会奉仕活動，自然体験活動，勤労生産体験活動等，地域の実情に応じた多様な体験活動を実施しています。

本県は農林水産業を基幹産業としており，県下各地で園芸や畜産，漁業など，多様な農林水産業が展開されていますが，これらの産業を体験学習などの教育活動に生かす食農教育が，多くの学校で実施されています。

体験活動の教育課程への位置付けに工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

地域の特色を生かし，創意工夫をこらした食農教育を一層推進します。

体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。

【主な取組】

小中学校において，農林水産業者や関係団体，関係部局との連携を図り，さつまいも栽培や米作り，茶つみや椎茸栽培，稚魚の放流体験など，農業や水産業に関わる体験学習の取組を促進します。

各学校において，地域の清掃活動や高齢者・幼児との交流などの勤労・奉仕的体験，職場体験学習など様々な体験活動が実施されるよう支援します。

環境，福祉・ボランティア，国際理解，郷土理解などの体験型学習を総合的な学習の時間等の教育課程に位置付け，効果的な学習が進められるよう実践研究を推進し，指導法の改善に努めます。

郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など，各学校や市町村教育委員会で取り組んでいる地域の特性を生かした体験活動を支援します。

関係機関等と連携し，地域の教育力を生かした体験活動を推進します。

子ども読書活動の推進

【現状と課題】

豊かな感性や情緒をはぐくむとともに豊かな言語力を育成する観点から、読書活動は重要です。

平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進しています。これまで、市町村立図書館等における個人貸し出し冊数や図書館ボランティアを受け入れる図書館数、親子読書会の団体数や会員数、朝読書等の実施学校数などいずれも増加しており、子ども読書活動の充実に向けて、家庭や地域、学校等で努力が続けられています。

児童生徒の1か月の読書量は、小中学校は、全国を上回っており、高等学校は概ね、全国平均と同じです。しかしながら、学年が進むに従って本を読まない児童生徒が増える傾向にあります。児童生徒への働きかけや年間を通した読書活動の気運醸成等に力を入れていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

子どもの読書活動に関する県民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、社会全体での取組を推進します。

子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。

【主な取組】

鹿児島県子ども読書活動推進計画を着実に推進するために、市町村及び関係教育機関・団体等への周知を図るとともに、市町村の推進計画の改定を促進します。

子ども読書活動推進について広報啓発を行い、子ども読書活動推進の社会的気運の醸成を図ります。

平成21年度に開館する奄美図書館を奄美地域における図書館活動の拠点とし、「児童閲覧室」等を活用しながら、奄美地域の子どもの読書活動の推進に努めます。

県立図書館や奄美図書館を核として、図書館関係者の資質向上や、読み聞かせ・親子読書のボランティア等の人材育成のための各種研修会を実施するとともに、市町村立図書館（室）等の運営や諸活動を支援します。

文化活動の推進

【現状と課題】

国際社会で活躍する人材の育成には、我が国や郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが必要です。

また、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化活動を推進する必要があります。

多くの学校では、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けています。

高等学校では、吹奏楽、美術・工芸、書道、演劇などの文化部活動が行われており、全国レベルの活躍を見せているものもあります。

【これからの施策の方向性】

学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を充実します。

子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

学習指導要領の改訂を踏まえ、武道等を含む各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。

子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。

図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。

学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

食育の推進

【現状と課題】

児童生徒が、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいくためにも、学校において、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。

平成17年に制定された食育基本法では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています」と規定されています。

本県においても、同法に基づき「かごしま“食”交流推進計画」が策定され、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、消費者団体、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組んでいます。

平成20年度の全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校では87%程度、中学校では85%程度となっています。

平成19年度に、栄養教諭等が「食に関する指導」を行った学校、学級担任や教科担任に指導のための資料を提供した学校は、ともに約60%です。

平成19年度に、小中学校で「食に関する指導の全体計画」を作成しているのは、約70%です。

毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」において、全市町村で、すべて県内産の食材を活用した学校給食が実施されています。

【これからの施策の方向性】

かごしま“食”交流推進計画に沿って、関係部局等と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。

学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。

学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携を図ります。

【主な取組】

学校における食育については、食に関する指導の全体計画や年間指導計画を作成し、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」を推進します。また、栄養教諭が中心となって、学校給食を活用しながら、朝食を含めた食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの理解、習得に努めます。

児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。

地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の積極的活用を推進します。

学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図ります。

保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、親子料理教室、農業体験等を通して、家庭や地域との連携・協力を図ります。

体力・運動能力の向上

【現状と課題】

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっています。

近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子どもの基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味を持ち、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が見られます。

学習指導要領の改訂において、児童生徒の体力の向上がより一層重視され、また、中学校での武道等の必修化が盛り込まれました。

本県の児童生徒の体力は、全国と同様、昭和60年頃から低下傾向にあり、特に反復横跳びや50m走といった敏捷性や瞬発力の落ち込みが大きく、筋力や投げる力、柔軟性については、緩やかな低下傾向にあります。

【これからの施策の方向性】

学習指導要領の改訂における小中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。

体力テストなどの結果を活用することにより、児童生徒の体力・運動能力向上の取組を推進します。

児童生徒、保護者等へ体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。

武道等の必修化に伴う教育活動が、円滑に実施されるよう取組を充実します。

【主な取組】

運動に興味を持ち、意欲的に運動に取り組む児童生徒を育成するため、体力向上推進校の指定や各種指導者研修会等を開催し、体育指導法の研究などを通して、教員の指導力の向上を図ります。

「一校一運動」の実践や外遊びの奨励など、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。

各学校で体力テストの結果を分析し、体力向上についての全体計画を作成するなどして、体力向上の取組を推進します。

児童生徒の体力の実態などをホームページに掲載するとともに、県内すべての小中学校に体力向上のリーフレットを配布し、児童生徒、保護者等の意識の高揚を図ります。

コミュニティスポーツクラブ等への参加を促進し、学校、家庭、地域と連携した体力づくりの取組を推進します。

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導の在り方を改善し、体力の向上を図ります。また、武道等の指導者の資質向上に努めるとともに、我が国固有の伝統と文化であることを踏まえた指導を推進します。

健康教育の充実

【現状と課題】

児童生徒が、健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実が必要です。

近年、性の問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用、不登校や保健室登校、アレルギー疾患の増加など、児童生徒の健康課題が多様化しています。

平成20年度の学校保健統計調査によると、肥満傾向の出現率が小学校で9.4%、中学校で10.0%、高等学校で9.5%となっており、小中学校において前年度より増加しています。

多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が不可欠です。

【これからの施策の方向性】

学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健をすべての教職員で推進するための組織体制の充実に努めます。

児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

学校保健に関する調査や学校保健優良学校等審査を通して、保健教育や保健管理など学校保健に関する取組の充実に努めます。

健康教育研究大会及び各種研修会等の内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。

すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。

教職員、保護者、学校医等が連携して児童生徒の健康づくりに取り組む「学校保健委員会」の活動を推進します。

地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を深めます。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現 状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	関連 施策
道徳教育推進教師の配置率(小中)	調査なし	→				100%	
ホームルーム活動の年間指導計画への道徳教育の位置づけ(高校)	100% (平成19年度)	(継 続)				→	
スクールカウンセラーを配置している学校数(中高)	中学校 92校 高校10校 (平成20年度)	(継 続)				→	
人権教育の年間指導計画を作成している学校の割合(小中高特)	59.3% (平成19年度)	70%	80%	90%	95%	100%	
自然体験活動を実施している学校の割合(小中)	97.0% (平成20年度)	→				100%	
ボランティアが活動している公立図書館(室)の割合	80% (平成19年度)	→				95%	
毎日、必ず朝食を摂る生徒の割合(中高)	93.1% (平成17年度)	→ 100%	(継 続)				→
食に関する指導の計画を作成している学校の割合(小中)	全体計画69.8% (平成19年度)	→		100%	(継 続)		→
	年間指導計画 47.7% (平成19年度)	→	60%	→	80%	100%	
栄養教諭が授業に参画している学校の割合(小中)	54.3% (平成19年度)	→	70%	→	90%	100%	
体力テストでの、全国平均を100としたときの体力の数値(小中高)	98.3% (平成19年度)	98.5%	→	99.0%	→	100%	
体力づくり「一校一運動」の実施校数(小中)	100% (平成19年度)	(継 続)				→	
1人当たりの永久歯におけるむし歯の数	中1 2.0本 (平成19年度)	→		1.6本	→ 1.4本		
	高1 4.2本 (平成19年度)	→		3.8本	→ 3.6本		
年2回以上学校保健委員会を開催する学校の割合(小中高特)	84.7% (平成19年度)	→		94.0%	→ 100%		

規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

「確かな学力」の定着

【現状と課題】

教育基本法等の改正を受け、学習指導要領の改訂が行われます。(小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から完全実施、高等学校においては、平成25年度からの学年進行で実施)

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る必要があります。

小中学校においては、「基礎・基本」定着度調査や全国学力・学習状況調査の結果等によると、小学校では概ね基礎学力が定着していますが、中学校では数学、理科、英語で定着が不十分であり、活用に関する問題について課題がみられます。

また、家庭学習については「家庭学習60・90運動」を展開していますが、平日の家庭学習の時間が1時間以上の小学生は64%、中学生は75%となっています。

高等学校においては、生徒の将来の夢や幅広い進路希望を実現するため、それぞれの学校において進学や就職に対応できる学力の向上を推進しています。

【これからの施策の方向性】

学力向上へ向けた取組を推進するために、各地域ごとの小中高連携による公開授業や授業研究を通して、教員の指導法の改善等を図ります。

知識・技能の活用力を育成するために、「言語活動の充実」や「学習意欲の向上」、「体験的活動の充実」等を重視した学習活動を推進します。

各学校において、「基礎・基本」定着度調査及び全国学力・学習状況調査結果等を踏まえ、学力向上についての「P(具体的な計画=マニフェスト)・D(共通実践)・C(検証)・A(改善策=アクションプラン)」のサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。

小中学校においては「基礎・基本」定着度調査で各科目70%以上の正答率を目指します。また、平成19年度に策定した「学校改善支援プラン」に基づく取組を推進します。

高等学校においては、生徒の学力と教員の指導力の向上を図るために「県立高校学力向上推進プロジェクト」事業に基づく取組を推進します。

【主な取組】

各教科の研究を推進する学力向上推進委員等を活用しつつ、各地域ごとの小中高連携により、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を県下の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。

学習指導要領の改訂の趣旨や内容の周知・徹底を図り、各学校において、円滑な移行措置や先行実施が行えるような取組を推進します。

「基礎・基本」定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的・具体的な改善を行うよう指導します。

また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が課題を共有し、連携して学力向上が図られるよう具体的取組を推進します。

各学校に指導資料を配布するとともに、特に課題が見られる学校には指導主事が重点的に訪問指導を行い、学校の実態に即した計画的、具体的な取組を推進します。

小学校低学年における30人学級の推進や、各学校の実態に応じた習熟度別指導、少人数指導などきめ細かな指導や、中学校における免許外教科担任解消のために必要な教員の配置に努めます。

学習ガイド「鹿児島ベーシック」等の利用促進や「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。

学力向上に向けて、学生、保護者、教員OB等の外部人材を活用した取組や長期休業日を利用した各市町村の取組などを促進します。

「国語力」の向上

【現状と課題】

知的活動，コミュニケーションや感性，情緒の基盤である言語に関する能力を育成することは，学力に関する各種調査において課題があるとされている知識・技能の活用などに必要な思考力，判断力，表現力等の育成にも重要です。

平成18年3月に鹿児島県100人委員会から出された意見・提言では，『「国語力（＝感性や情緒，思考，表現などの基盤となる力）」の向上』を推進することとされています。

児童生徒の「国語力」の向上には，国語科だけでなく，すべての教科における取組が必要であり，その際には，学校図書館を活用した取組も大切です。

県内すべての小中学校において，1週間に1回以上全校一斉の読書の時間が設定され，また，約8割の高等学校において，朝読書の活動が行われるなど，学校全体で児童生徒の読書活動の推進に取り組んでいます。

【これからの施策の方向性】

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ，言語活動を重視した取組を通して，「国語力」の向上を図ります。

読書に親しむ態度を育成するための取組や学校図書館等を活用した読書活動の推進などを通して，全教科の基礎となる「国語力」の向上を図ります。

児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し，必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために，学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めます。

【主な取組】

各学校では，国語科はもとより各教科で，記録，説明，論述，批評など教科の特質に応じた言語活動が計画的に取り入れられるよう指導します。

朝の読書活動やボランティア等の活用による読み聞かせ，緑陰読書，読書週間など地域や家庭と連携した学校の読書活動の推進に努めます。

学校図書館において，司書教諭の配置や蔵書の充実などを図ることにより，児童生徒の「本に親しむ」環境の整備に努めます。

特別支援教育の推進

【現状と課題】

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。

本県においては、すべての小中学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が行われるなど、障害のある児童生徒への支援体制は整備されつつあります。また、幼稚園や高等学校においても半数を超える園・学校で校内体制が整備されつつありますが、関係機関と連携した具体的な支援の在り方が課題となっています。

特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能を強化しながら、小中学校等の教員の専門性の向上を図ることが求められています。

また、一部の特別支援学校では、施設の老朽化や過大規模化、高等部未設置などの課題もあります。

【これからの施策の方向性】

障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学を推進します。

小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。

就学前や学校卒業後を含めた一貫した総合的支援体制の整備に努めます。

特別支援教育に係る地域のセンター的機能の発揮や施設設備の整備など、特別支援学校の充実に努めます。

【主な取組】

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。

小中学校等に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成・活用を促進するなど、校内支援体制の整備を図ります。

市町村単位の地域連携協議会を機能化し、「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備を図ります。

また、市町村に対し、学校の実態を踏まえ、特別支援教育支援員の配置を行うよう指導します。

特別支援学校については、教職員の研修の充実に図ることにより、教育的ニーズに応じた支援や地域のセンター的機能の発揮に努めるとともに、高等部の生徒の就職率の向上に努めます。

施設の老朽化や在籍児童生徒の増加に伴う過大規模化等に対応するために、鹿児島盲学校、鹿児島聾学校、鹿児島養護学校や高等特別支援学校等について、順次、整備が図られるよう具体策を検討します。

キャリア教育の推進

【現状と課題】

近年、若者の社会人、職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さが指摘されていますが、児童生徒一人一人が学業の必要性や意義を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定できるようにするため、勤労観や職業観を育成することが必要です。

職場体験学習は、ほとんどの中学校で実施されています。一方、高校のインターンシップは、すべての専門学科では実施されているものの、普通科では十分といえず、取組を充実させることが必要です。

各学校では、実社会で活躍する企業経営者や技術者等を講師として、進路に関する講話等を行い、自分の生き方について考える機会を設けています。

【これからの施策の方向性】

発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。

「キャリア教育の在り方に関する調査研究」指定校による実践例等を参考にして、キャリア教育に関する指導力の向上に努めます。

企業や経済団体などの関係機関との連携・協力を強化し、インターンシップ等のキャリア教育を推進します。

【主な取組】

発達段階に必要なキャリア教育を推進するため、各教科等の特質に応じた取組の推進を図ります。特に、普通科高校におけるキャリア教育を推進します。

小中学校段階での、ものづくり体験などの取組を推進することにより、早い時期からの望ましい勤労観、職業観の育成や職業に関する知識、技術の習得を図ります。

キャリア教育の指導計画や評価方法の研究、教材の開発に関する実践例を収集し、情報交換や情報提供を推進します。

企業や経済団体と連携し、より効果的なインターンシップや進路指導講話の実施などの取組を推進します。

企業管理職経験者などをキャリアコーディネーターとして配置し、インターンシップの推進や進路相談等の充実に努めます。

産業教育の推進

【現状と課題】

産業社会の進展や技術の高度化等に対応し、即戦力となる専門的な知識や技術・技能を有した職業人の育成が必要となっています。

平成19年度における、本県の公私立全日制高等学校の生徒の約45%が、農業・工業・商業・水産・家庭・看護・福祉等に関する専門学科で学んでおり、全国でも高い水準です。

本県専門高校は、専門性の基礎・基本となる知識を習得させるとともに、社会人・職業人として自立できる人材の育成に努めていますが、今後とも、「将来のスペシャリスト」、「将来の地域産業を担う人材」、「人間性豊かな職業人」の育成が求められています。

特に本県の基幹産業である農業については、農業従事者の減少や高齢化の進行により、担い手を確保・育成することが求められています。

地域産業を支える人材の育成が重要ですが、本県専門学科の卒業者は、県外に就職する者の割合が高く、優秀な人材の県外流失が課題となっています。

地元企業等でのインターンシップが定着していますが、優れた技術を有する技術・技能者の学校への招へいや将来の進路希望を踏まえた産業現場実習をさらに推進する必要があります。

【これからの施策の方向性】

本県産業教育に関する教育の内容及び方法の改善等について調査審議する県産業教育審議会の提言の具体化を図ります。

地域の産業社会と連携した現場実習の充実に努めます。

専門高校や専門学科の主体的な地域連携や特色ある教育活動を推進します。

本県の農業従事者の確保・育成を図るため、農業高校の教育の充実に努めます。

【主な取組】

県産業教育審議会の提言を基に、本県産業教育の振興に係る各専門高校の取組を推進します。

生徒の専門性の高い技術の習得や高度な職業資格・検定の取得推進のために、研修の充実に努めるなどして、教職員の指導力向上に努めます。

専門学科からの進学に対応するため、生徒の進路実現に必要な学力の向上に努めます。

小中学校、地域住民、地元企業、大学等との連携による専門高校の活性化を図ります。なお、先進的な活性化事例を他の学校等に紹介することにより、県下全体の専門高校等の活性化を図ります。

農業高校については、農業大学校等との連携を図り、より実践的な教育の推進に努めます。

幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足や小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されている中で、改正教育基本法第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」ことが新たに規定されました。

また、幼児教育の質の向上に向け、教育内容の整合性を図った新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針が、平成21年度から施行されます。

核家族化や少子化、情報化など社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

平成18年度に設けられた「認定こども園」制度は、全国的に認定が進んでおらず、平成20年4月1日現在で、全国で229園（うち鹿児島県9園）と少ないことから、国は、現行制度の問題点等を整理し、制度改革に取り組むこととしています。

【これからの施策の方向性】

幼稚園、保育所、教育・保育を一体的に行う認定こども園がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。

幼稚園、保育所、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

国の認定こども園制度の見直し等を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を促進します。

【主な取組】

幼稚園、保育所、認定こども園に対し、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改正の趣旨や内容の周知徹底を図り、幼児教育の質の向上に努めます。

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図ります。また、教諭や保育士に対する研修の充実を図ることにより、教職員の資質向上に努めます。

各種会議・研修会等で、認定こども園制度の周知徹底を図るとともに、申請がなされた場合の手続きが迅速に行われるよう市町村に要請します。

幼稚園、保育所、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言などの子育て支援に係る取組を促進します。

郷土教育の推進

【現状と課題】

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。

NHK大河ドラマ「篤姫」の放映や平成21年7月の皆既日食等により、本県が全国的にも改めて注目され、県民や児童生徒の、郷土の歴史や自然に対する関心は高まっています。また、平成23年春には、九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業が予定されています。

すべての小中学校で「郷土教育の全体計画」が策定されています。

少子高齢化・過疎化や市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。

平成18年に制定された観光立国推進基本法を受け、平成19年には観光立国推進基本計画が策定され、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。

【これからの施策の方向性】

各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島の魅力を語る人材の育成に努めます。

児童生徒の郷土に対する関心が高い現在の状況を好機として捉えて、地域にある歴史民俗資料館などの施設利用の促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。

郷土鹿児島に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育てるために、教職員が鹿児島の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する資質向上を図ります。

貴重な鹿児島の伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。

【主な取組】

各学校において、道徳、総合的な学習の時間、教科等の授業を通して、観光資源など郷土の素材を生かしながら、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。

また、我が国や郷土の地理・歴史、伝統、文化について理解を深めさせるとともに、国旗・国歌を尊重する取組に努めます。

各学校において、学校行事や授業等で、地域と学校がより連携して、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。

「かごしま検定」(鹿児島観光・文化検定)などについて、児童生徒の受検や教員研修での活用を推奨するとともに、関係機関との連携を図るなど必要な条件整備を行います。

各市町村教育委員会が管内の郷土素材の収集、吟味、教材開発等が行えるように、事例を幅広く紹介するなど積極的な取組を促します。

「ふるさとの心」や「郷土の先人」など、これまで発行した郷土教育の資料を吟味・精選し、再構成するなどして、郷土の歴史を学ぶ教育を支援します。

郷土教育に関する教職員の研修を充実します。

社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 情報教育

【現状と課題】

急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）をはぐくむとともに、情報モラルの育成、情報安全教育の充実が求められています。

「平成19年度の学校における教育の情報化の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本県の教員のICT¹活用指導力は、概ね全国平均を上回っていますが、国がIT新改革戦略において目標としている100%の達成には、さらなる指導力の向上が必要です。

また、同調査によると、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、全国平均を上回っていますが、普通教室における校内LAN整備率、超高速インターネット接続率、教員の校務用コンピュータ整備率は、全国平均を下回っています。

インターネット社会における人権侵害等の様々な問題に対応するため、小、中、高等学校等において、体系的な情報モラルの指導を充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

児童生徒が、学校において、コンピュータ等に十分に触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、ICT環境の整備とともに、ICTを十分に活用した取組を推進します。

児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を充実します。

【主な取組】

市町村とも連携し、学校におけるICT環境の整備に努めます。

児童生徒がコンピュータ等に触れる機会を拡充するとともに、ICTを活用した授業のできる教員の育成を図るため、各種研修講座の充実に努めます。

情報モラル教育については、外部講師を活用した教職員研修や指導で活用する教材の充実に努め、児童生徒や保護者への指導・啓発を推進します。

¹ ICT：Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。
IT（Information Technology：情報技術）と同義。

(1) 環境教育

【現状と課題】

エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、改正教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。

本県では、平成17年3月に策定された鹿児島県環境学習推進基本方針に沿って、環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を推進しています。

環境教育については、小、中、高等学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小学校では、体験的な活動も取り入れています。

【これからの施策の方向性】

関係部局と連携し、鹿児島県環境学習推進基本方針に沿った環境教育をさらに推進します。

【主な取組】

各学校において、環境教育の全体計画を整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を促進します。

また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を促進します。

先進的な取組を進める学校の実績や事例を紹介し、環境教育を重視した教育活動の普及を図ります。

環境に関する学習内容を学力調査等で出題し、その結果を踏まえて、各教科等の取組の改善・充実を図ります。

(ウ) 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

本県では、約6割以上の小中学校が総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動や介護体験等を実施しており、これらの体験学習を行っていない学校でも、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などについて学習したり、地域の高齢者との交流活動を実施したりしています。

県立高校では、すべての高校生が家庭科で、乳幼児との触れ合いや車いす等を用いた介護実習を取り入れるなどして、乳幼児や高齢者の福祉と介護について基礎的な学習をしています。また、福祉に関する専門学科を設置している高校では、介護福祉士の養成に取り組んでいます。

【これからの施策の方向性】

児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

児童生徒の発達段階に応じ、幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。

関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。

福祉・ボランティア活動に関する学習内容を学力調査等で出題し、その結果を踏まえて、各教科等の取組の改善・充実に図ります。

(I) 国際理解教育

【現状と課題】

グローバル化の進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。

各学校では、ALT¹とのチーム・ティーチングによる授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いて異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がってきていますが、単なる体験や交流活動に終始するなど、深まりのない取組となっている例も見られます。

【これからの施策の方向性】

学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断することのできる国際感覚を持った児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

国際理解教育についての実践的な授業づくりに役立つ情報を提供するなど、学習方法・内容の改善・充実に取り組みます。

各小中学校の「国際理解教育の全体計画」の一層の改善を促進します。

各学校において、ALTを活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。

必要に応じて青年海外協力隊や海外からの留学生を受け容れる外部機関等と連携し、学校に人材を派遣することにより国際理解教育を支援します。

国際理解に関する学習内容を学力調査等で出題し、その結果を踏まえて、各教科等の取組の改善・充実に努めます。

1 ALT：ALTとは、Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。教師と協力してチーム・ティーチング(協同授業)等を行う外国人のことを指す。

(オ) 消費者教育・金融教育

【現状と課題】

近年、マルチ商法やキャッチセールスなど悪質商法やクレジットカード等による多重債務者が増加し、全国の自己破産件数は年間148,248件（平成19年度）に達し、深刻な社会問題となっています。

このような中で、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。

学校では、学習指導要領に基づき、物やお金を大切にすることを通じて正しい金銭感覚について学習しています。また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させ、消費者トラブルの未然防止や事後対策等についても学習しています。

多くの高等学校では、3年生を対象に、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【これからの施策の方向性】

これからの変化の激しい社会において自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など消費者教育の充実に努めます。

【主な取組】

特別活動、社会科や公民科、家庭科において、物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。

関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図るとともに、研究校の研究成果の普及に努めます。

高等学校では、外部講師による消費生活講座など、より実社会に対応した消費者教育の充実に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	関連 施策
全国学力・学習状況調査における平均正答率	小：国語A 66.2 国語B 50.1 算数A 72.8 算数B 49.0 中：国語A 73.0 国語B 59.5 算数A 61.4 算数B 47.3 (平成20年度)	全国平均を上回る	(継続)		
公開授業・授業研究の実施校数(高)	67.9% (平成19年度)					100%	
全教科等で言語活動を導入している学校の割合(小中)	現時点におけるデータなし				100%		
朝読書の実施校の割合(高)	85.2% (平成19年度)					100%	
障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(小中高)	49.0% (平成19年度)					100%	
障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の策定(小中高)	28.2% (平成19年度)					100%	
インターシップ実施率(高)	85.2%(平成19年度)					100%	
新幼稚園教育要領の実施率	新幼稚園教育要領施行前	100%	(継続)		
幼児と児童との交流を実施している小学校の割合(幼稚園・保育所のないところは除く)	69.2% (平成20年度)					100%	
郷土教育の全体計画の作成率(小中)	100% (平成20年度)		(継続)		
ICTを活用して指導できる教員の割合	56.8% (平成19年度)					100%	(ア)
体験的環境教育を実施している学校の割合(小中)	小 100% 中 100% (平成19年度)		(継続)		(イ)
福祉・ボランティア体験活動の実施校の割合(小中高)	小中 99.3% 高 86.1% (平成19年度)					100%	(ウ)
A L Tを活用した授業の実施校数	100% (平成19年度)		(継続)		(エ)

能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

信頼される学校づくりの推進

開かれた学校づくり

【現状と課題】

教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。

平成19年10月の学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施と公表の義務化、学校関係者評価の実施と公表の努力義務化、評価結果の設置者への報告義務化が規定されました。

平成19年度の自己評価の実施率は、小・中・高等学校とも100%であり、公表は、小学校75.3%、中学校66.6%、高等学校は60.8%となっています。

【これからの施策の方向性】

各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。

各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

【主な取組】

教職員による学校の自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価が、すべての学校において実施されるよう、取組を推進します。また、各学校が、評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。

P D C Aサイクルに基づく学校運営改善の充実を図るため、効果的な自己評価の在り方や学校関係者評価の進め方等についての手引きを作成します。

県内各地に学校評価実践研究の指定校を設置し、地域の特色を生かした学校づくりを進めるとともに、評価シートや学校自己評価報告書等の作成・提出についてモデル的な取組を推進し、その成果を各小中学校へ普及します。

「基礎・基本」定着度調査等の結果に基づき、各学校がアクションプランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、一連のサイクルを公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的取組を推進します。

学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう、設置者である市町村教育委員会の積極的な取組を促します。

学校運営の充実

【現状と課題】

公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。

各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮するとともに、適正な教職員配置を行うことが求められています。

管理職の資質向上を図るため、新任・経験者研修のほか、小中学校は教育事務所単位での研修、県立学校は地区別での研修などを実施しています。

きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援・強化するための教職員配置に努めています。

教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の結果を踏まえた学校運営の改善を図ることが必要です。

【これからの施策の方向性】

管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。

学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、管理職の登用を含め、適正な教職員配置などを推進します。

【主な取組】

管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、課題に対応できる管理職の登用を図ります。

管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。

活力ある学校教育を実施するため、必要な教職員定数の確保や適材適所の教職員配置などの人事管理に努めます。

学校事務のより一層の適正化や効率化を進め、学校教育を支援するための取組を行う事務の共同実施を市町村教育委員会と連携して推進します。

学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。

公立高等学校の活性化

【現状と課題】

高等学校教育の充実のためには、教職員の指導力の向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、各学校の地域との連携や特色ある教育活動を推進する必要があります。

大幅かつ長期的な生徒減少が進む中で、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の維持・向上を図るため、平成22年度を目標年次として「かごしま活力ある高校づくり計画」(平成15年度策定)に基づいて、7地域で15校の再編整備を進めてきたところですが、今後も学校規模の適正化を図るため、23年度以降の高校再編等をどのように進めていくかを検討する必要があります。

【これからの施策の方向性】

生徒の学力向上、学校の特性を生かした教育活動の充実、学校運営の改善、教職員の資質向上等を推進し、学校の活性化を図ります。

高等学校の活力や専門性、教育水準の維持向上を図るため、県立高等学校の再編整備等を推進します。

【主な取組】

「県立高校学力向上推進プロジェクト」事業等に基づく取組により、進学や就職に対応できる学力の向上に努めます。

地元企業、大学等との連携を推進し、学校の活性化を図ります。

学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化を推進します。

研修の充実や教職員の人事評価制度、教職員表彰制度等により、教職員の意欲を高め、資質向上を図ります。

学識経験者や産業・経済、教育、行政の関係者からなる委員会を設置し、平成23年度以降の高校再編等の進め方について検討します。

へき地・小規模校教育の振興

【現状と課題】

本県の公立学校の約50%はへき地等に 있습니다。また、小学校の約76%は11学級以下の小規模校であり、小学校では258校が、中学校では34校が複式学級を有しています。児童生徒の約5人に1人はへき地等の小規模校で学んでおり、本県教職員の3人に1人はへき地等の学校に勤務しています。

これらのことから、へき地・小規模校教育の振興を図ることは、本県教育の振興を図る上で重要です。

へき地等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

学校規模による学力の傾向について、全国学力・学習状況調査の結果では、小中学校とも総じて大きな差は生じておらず、また、複式学級を有する学校とそうでない学校の平均正答率も同程度であるという結果が得られています。

【これからの施策の方向性】

へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。

複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、へき地・小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

へき地・複式教育指導資料の作成・配布や実践事例の紹介により、へき地・複式教育の充実に努めます。

大規模校との交流学习の促進や教育機器等を活用した教育方法の改善等により、へき地・小規模校の活性化に努めます。

へき地等で行う研修や総合教育センターが行う研究提携事業、複式学級担任や中学校免許外教科担任教員を対象とした研修の一層の充実に図り、へき地・小規模校に勤務する教職員の資質向上に努めます。

教職員の資質向上

【現状と課題】

児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力のさらなる向上が求められています。

教職員の資質能力の向上を図るため、養成、採用、研修の各段階での取組の充実を図っています。

- ・ 養成段階では、鹿児島大学教育学部に、教員を派遣し、教員養成カリキュラムの実施に協力するなど、大学等との連携を行っていますが、今後も、大学で質の高い教員養成が図られるような取組を行う必要があります。
- ・ 採用段階では、専門的な知識、教育に対する情熱や使命感を備え、人間的な魅力を持つ優れた人材を確保する必要があります。
- ・ 採用後の研修段階では、初任者研修や経験年次別研修、新任校長などの職務別研修、その他カウンセリングに関する研修など、教職員の希望に応じて受講できる様々な研修を実施していますが、今後も課題に応じた研修を充実させていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

教職員としてふさわしい優れた人材の確保に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実などにより、適切な人事管理に努めます。

教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

【主な取組】

大学等との連携を図り、大学で質の高い教員養成が行われるような取組を推進します。

中長期的な視点に立った計画的な教職員の採用を行うとともに、人物重視の採用の在り方や多様な選考方法についての研究等を行い、優れた人材の確保に努めます。

教職員のライフステージに応じた研修体系に基づく各種研修の改善・充実に取り組むとともに、校内研修や総合教育センターの機能を生かした研修を推進します。

民間企業等への派遣や農業体験、ものづくり体験等による研修を通して、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組みます。

教員として必要な最新知識を身に付けさせるための教員免許更新制が、円滑に実施されるよう関係機関との連携や教職員等への周知を図ります。

教職員の意欲を高め、資質能力の向上を図ることによる学校の活性化を目的とした教職員の人事評価の一層の充実を努めます。

学校教育における教育実践等に顕著な実績のある教職員を表彰します。

良好な教育環境を子どもたちに提供するため、資質の向上を必要とする教員に対しては、指導改善研修等を実施し、指導力の改善を図ります。

安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」をはぐくむための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

本県の公立学校施設の耐震化率は、平成20年4月1日現在、小中学校55.0%、高等学校59.0%、特別支援学校94.0%となっており、公立学校施設の耐震化が大きな課題となっています。

近年、学校や通学路での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

大規模な地震で倒壊等の危険性のある学校施設について、早期に耐震化を図ります。

警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

【主な取組】

公立小中学校の耐震化を促進するため、大規模な地震で倒壊等の危険性の高い建物について、地震防災対策特別措置法による財政負担軽減策などを活用して、耐震化を図るよう市町村に要請するとともに、県立学校については、耐震診断の結果を踏まえ、緊急性の高いものから優先的に耐震化を推進します。

「危機管理マニュアル」の作成や学校安全計画の策定などにより、各学校で安全体制を整備します。

防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。

警察等と連携し、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

【現状と課題】

建築後30年以上経過した学校施設の面積が、小中学校で約4割、県立学校で約6割を超え、老朽化対策が必要です。

近年では、環境問題を意識したエコスクールや学校施設のバリアフリー化に係る取組も進められています。

国家戦略として、学校におけるICT環境の整備が掲げられています。

「平成19年度学校における教育の情報化の実態に関する調査」(文部科学省)によると、本県の学校におけるICT環境の整備状況については、コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、全国平均を上回っていますが、普通教室における校内LAN整備率、超高速インターネット接続率、教員の校務用コンピュータ整備率は、全国平均を下回っています。

市町村で、経済的理由により就学困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施していますが、援助を受ける児童生徒は、年々増加する傾向にあります。

県立高等学校の授業料の減免者数についても、年々増加する傾向にあります。

県育英財団では、高校生を対象に、一般、奨学事業補助、再編整備特別の3種類の奨学金の貸与を行っています。また、年度途中の保護者等の失業など家計の急変にも対応するため緊急採用も行っています。

また、定時制課程及び通信制課程に在学する有職生徒を対象に、一定の条件により修学資金の貸与及び教科書等の給与を行っています。

【これからの施策の方向性】

老朽化した学校施設の改修による機能改善や社会状況の変化・多様な学習活動等に対応した学校施設の質的整備を図ります。

学校のICT環境の整備の充実に努めます。

経済的理由により、修学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。

【主な取組】

学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な維持管理や補修を実施するとともに、環境との共生、バリアフリー化、健康や安全性などに配慮した施設整備に努めます。

市町村とも連携を図り、学校のICT環境の整備の充実に努めます。

小中学校の児童生徒への就学援助が、適切に実施されるよう市町村を指導します。

県立高等学校の授業料の減額・免除の制度、奨学金制度の周知や積極的な活用の促進を図るなど、経済的理由により支援が必要な生徒に対して、必要な支援が行われるような取組を推進します。

私立学校教育の振興

【現状と課題】

私立学校は各校独自の建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開し、特に、幼稚園児の約8割が私立幼稚園に、高校生の約3割が私立高等学校に通っているなど、本県教育の中で重要な役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。

少子化に伴い、中学校の卒業生数は平成元年度をピークに減り続けており、平成19年3月の中学校卒業生数が約1万9千人から、平成28年3月には約1万6千人と、今後10年間で更に約3千人の減少が予測され、私立高等学校の学校経営は厳しい状況となってきています。

それぞれの私立学校が、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに応じた魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが求められています。

【これからの施策の方向性】

公立学校とともに本県の学校教育の中で重要な役割を果たしている私立学校の教育条件の維持・向上、健全な発達を図るとともに、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

【主な取組】

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上のため、学校運営等を行っている学校法人に対し支援を行います。

私立高等学校の生徒に係る修学上の経済的負担を軽減する観点から、授業料等の減免を行う学校法人に対し支援を行います。

独自の特色ある教育、きめ細かな指導、活発な文化・スポーツ活動などの魅力ある私立学校づくりに取り組む学校法人に対し支援を行います。

私立専修学校における専門的技術等の職業教育に取り組む学校法人に対し支援を行います。

魅力ある県立短期大学づくり

【現状と課題】

国際化，情報化，少子化に加え，生涯学習志向の高まりなど，大学を取り巻く環境は大きく変化してきていることから，学生にとって魅力があるとともに公開講座の開設など地域に根ざした県立短期大学づくりに取り組んでいます。

少人数の特長を生かしたきめ細かな教育及び就職活動の支援や，中国など外国の大学における異文化体験の授業等により，学生の資質の向上に努め，地域社会で活躍する人材を広く輩出しています。

社会の高度化・複雑化の進展に伴い，高等教育においては，自ら将来の課題を探索し，幅広い視野をもって柔軟かつ総合的にその課題を解決する力（課題探求・解決能力）の育成が重要となっており，県立短期大学においても，この取組を強化する必要があります。

【これからの施策の方向性】

国際化，情報化などの時代の要請に対応するとともに，地域社会に貢献できる人材育成を目指した教育内容の充実などを図り，魅力ある県立短期大学づくりを推進します。

【主な取組】

外部の公的評価機関による認証評価を受け，これらを基に，教育内容の充実や施設整備等に努めます。

情報関連科目など教養教育と専門教育の有機的連携による質の高い教育，外国の大学との学術交流による国際感覚の醸成及び社会活動等を進め，課題探求・解決能力を有し地域社会に貢献できる人材の育成に努めます。

〔計画期間における数値目標〕

項目	現状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	関連 施策
学校関係者評価の実施率（小中高）	98.2% （平成19年度）					→ 100%	
校種間連携による教科等の研修会の実施	小中 95.8% 中高 75.2% （平成19年度）					→ 100%	
県立学校施設の耐震化率	64.9% （平成20年度）	80%	→ （早期の100%を目指す）				
避難訓練等を年3回以上実施している学校の割合（小中）	34.8% （平成18年度）	50%	→ 80%			→ 100%	

地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進

【現状と課題】

本県には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があります。このような鹿児島県の特性を生かした、鹿児島らしい「地域の中の学校」づくりを推進していくことが必要です。

「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に多くの県民が参加するなど、県民の学校への関心と期待は大きいものがあります。

ほとんどの小中学校で、総合的な学習の時間等の講師や環境美化、登下校時の安全指導などで、地域住民がボランティアとして学校教育に協力していますが、必要とする人材を見つけられなかったり、ボランティアとの連携に苦慮したりしている学校もあります。

【これからの施策の方向性】

地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。

地域ボランティアを活用しやすい体制を作るためのコーディネーターの育成に努めます。

【主な取組】

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支える取組を推進します。

地域が学校を支援するための方法について研究するとともに、その成果を市町村に普及します。

学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーターを養成する研修を実施します。

優れた知識経験や技術を有する社会人を学校教育へ活用したり、放課後や休日等に学習活動や体験活動等を実施するなどの取組を推進します。

地域ぐるみでの子どもの育成

【現状と課題】

地域の中で大人や異年齢の子どもの交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感がはぐくまれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。

鹿児島には、教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。

これらの教育的資源を生かしながら、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを地域ぐるみで育成することが求められています。

本県では、異年齢による精神鍛錬や学習の場等を設定して活動する地域塾や子ども会、ジュニア・リーダークラブ等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少、部活動やスポーツ少年団などとの両立などの課題があります。

【これからの施策の方向性】

地域の^{えにし}縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。

次代へ引き継ぐ理念を掲げ、異年齢による精神鍛錬や学習の場を設定して活動するかごしま地域塾の県内全域への広がりや活動内容の質的向上を図ります。

青少年のリーダーや指導者の育成を図るとともに、青少年健全育成の気運の醸成を図ります。

【主な取組】

郷中教育の精神を継承した地域塾の県内全域での取組を推進するために、将来的に自立・発展が見込まれ、他の模範となるすぐれた地域塾の認証や地域塾を推進するための広報啓発活動などに取り組めます。

鹿児島に誇りを持ち、次代を担う国際人として通用する青少年リーダーを育成するため、鹿児島を深く学ぶ「かごしま子どもリーダー塾」を実施するとともに、指導者育成のための研修を実施します。

放課後や休日等に学習活動や体験活動、地域住民との交流活動等を実施するなどの取組を推進します。

活動の中核となる中・高校生のリーダーや大人の指導者を育成するため、社会教育の指導者を育成する研修を実施します。

地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

全国的に、児童生徒が犠牲者となる事件・事故が発生しており、社会的に大きな問題となっています。本県においても、声かけ事案等が発生しており、特に登下校時の児童生徒の安全確保が課題です。

P T Aや青年団、老人クラブ等によるボランティア団体や青色回転灯を装着した青パトによる自主防犯組織が、県内各地で結成され、地域ぐるみでの安全確保の取組が進められています。

【これからの施策の方向性】

学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携して、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。

【主な取組】

地域ボランティア等の協力を得て、地域全体が子どもの安全を見守っているという雰囲気醸成を図ります。

地域のボランティア団体や自主防犯組織、企業の「子ども110番の家」等との連携を強化することにより、地域ぐるみでの安全確保の取組を推進します。

スクールガード・リーダー¹の委嘱や学校安全ボランティアであるスクールガードの養成・研修を推進します。

すべての小中学校で作成・活用している「安全マップ」について、P T Aや地域住民等と連携しながら、見直しを行い、さらなる活用を図ります。

1 スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者を指す。

地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育はすべての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせたり、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくんだりする上から極めて重要な役割を担っています。

本県では、すべての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。

核家族化、少子化、地域の連帯意識の希薄化等により、子育てに対する不安や悩みを抱えながらも相談できない、学習機会があっても時間的にゆとりがなく参加できないなど、子育てに焦りを感じたり、自信を持てなかつたりする親も見られます。

【これからの施策の方向性】

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。

保護者を対象とした相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報の提供に努めます。

【主な取組】

本県の良き伝統である地域社会における人と人とのつながりや「家庭の日」などの取組を生かしながら、子育てなど家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。

子育てなどについて、気軽に相談できる機会の充実や相談に適切に対応できる人材の育成に努めるなど、家庭教育に関する相談体制の整備を図ります。

子育てに関する講座の開設や家庭教育啓発資料の作成等により、子育てを支援する情報提供を推進します。

幼稚園等を活用した子育て支援の取組を推進します。

〔 計 画 期 間 に お け る 数 値 目 標 〕

項 目	現 状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	関連 施策
地域による学校支援を組織している市町村	5市町 (平成20年度)					全市町村	
スクールガードの人数	6,572人 (平成20年度)	6,500人以上	(継 続)				
家庭教育相談員養成研修受講者数	387人 (平成19年度)		450人			500人	

生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

生涯学習環境の充実

【現状と課題】

科学技術の進歩や社会構造の変化，高齢化や自由時間の増大に伴い，いつでも，どこでも，だれでも学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現が求められています。

社会の急激な変化に対応し，人間性豊かな生活を営むために，一人一人に学習する必要がある課題を認識させるとともに，学習機会の提供に当たっては「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを考慮することが必要です。

それぞれの学習成果を活用し，地域社会の中で社会参加活動等に生かしていくことができるような環境の整備・充実を図ることが必要となっています。

本県では，かごしま県民大学中央センターを中核施設として生涯学習の充実に努めていますが，図書館や博物館などの様々な社会教育施設も生涯学習の拠点施設としての機能を果たしており，一層の活用が求められています。

【これからの施策の方向性】

県民の多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供を図ります。

生涯学習に関する情報をデータベース化し，県民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。

【主な取組】

かごしま県民大学中央センターを中心に，地域の自然や産業，歴史，文化，伝統行事など，地域のよさを知り，地域を愛する心を培うような講座を開設するとともに，かごしま県民大学連携講座や生涯学習県民大学講座の充実を図ることにより，県民への学習機会の提供を推進します。

関係機関，市町村，民間団体等と連携しながら，各種講座や指導者・講師，各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。

図書館や博物館，公民館等の社会教育施設における講座や研修会を充実するとともに，学習の成果を生かした，地域において必要とされるボランティア活動等を支援します。

特に，地域における生涯学習の拠点であり，地域づくりの拠点でもある公民館の活動を支援します。

生涯スポーツの推進

【現状と課題】

生涯を通じてスポーツ活動に親しむことは、豊かな人生を送るとともに、心身両面にわたる健康の保持増進に必要です。そのため「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ることが必要です。

本県では、県民が主体的・継続的に週2回、年間100日はスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目標とした「健やかスポーツ100日運動」を推進し、県民の健康づくりや体力づくりに努めています。

本県では、地域のスポーツ環境を整備するために、各市町村に少なくとも一つはコミュニティスポーツクラブを育成することを目指しており、平成20年4月1日現在、12市8町に37のコミュニティスポーツクラブが設立されています。

県民のスポーツニーズは多様化しているため、適切な指導を行うことができる、質の高い指導者の養成を図る必要があります。

県内各地に、体育館、テニスコート、陸上競技場等の施設は整備されていますが、老朽化した施設や狭隘な施設もあります。

【これからの施策の方向性】

コミュニティスポーツクラブの育成や運営の充実に係る取組を支援します。
県民のニーズ等に応じた質の高い指導ができる人材の養成・活用を促進します。
スポーツ情報の提供に努めるとともに、スポーツ環境の整備・充実に努めます。

【主な取組】

広域スポーツセンターの機能の充実に努めるとともに、クラブ運営に必要な人材育成や財源確保等に関する研修会を開催するなど、コミュニティスポーツクラブの設立や運営等を支援します。

生涯スポーツ指導者育成講座や生涯スポーツ担当者研修会等を開催することにより、質の高い指導者の養成を図ります。

県の広報誌やホームページを活用してスポーツ情報の提供に努め、県民に対するスポーツ活動の普及・啓発を図ります。

学校体育施設や地域の運動施設など、県民の身近な施設の利用を促進するとともに、鹿児島ふれあいスポーツランド内の県立サッカー・ラグビー場の整備や新たな総合体育館・武道館・弓道場の整備を図り、県民がスポーツ活動に親しめる環境の整備・充実に努めます。

県民体育大会、県民レクリエーション祭等を開催することにより、広く県民にスポーツを普及して健康増進と体力の向上を図り、地域スポーツの振興とスポーツを生かした地域づくりを推進します。

競技スポーツの推進

【現状と課題】

本県出身のスポーツ選手が、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍することは、県民に夢と感動と活力を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。

本県は、平成18年度に策定した「第2期競技力向上5か年計画」に基づき、特に中・高校生の強化に重点を置きながら、競技力の向上に取り組んでいます。今後は、各競技の底辺拡大と発育・発達段階に応じたジュニア選手の育成及び指導者の養成などに努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の育成強化などを推進します。

【主な取組】

各種研修会の開催や県外研修会への派遣などにより、各競技団体における指導体制の整備充実を図ります。

中・高校生の選手強化を図るため、外部指導者を活用するなど運動部活動の活性化に努めます。

また、中・高校生の一貫した強化練習会や強化合宿などを実施し、継続した選手強化に努めます。

鹿屋体育大学など関係機関・団体等と連携し、選手強化への取組を促進します。

県外大会への参加助成や県外チームを招へいしての交流試合、合同合宿を行い、団体競技の強化を図ります。

文化芸術活動の促進

【現状と課題】

文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。

自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。

地域住民が日常的に文化芸術に親しめる文化施設等の整備は進んできていますが、地域によって文化芸術に接する機会に格差があります。

文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、若手アーティストや文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。

県民の文化芸術活動の促進に当たっては、文化施設等を積極的に活用する必要があります。

【これからの施策の方向性】

子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに、県民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。

様々な芸術分野のアーティストが鹿児島に集い、地域文化と触れ合う中で新たな文化芸術の創造に努めます。

学校における文化芸術活動を充実します。

子どもの文化芸術に触れる機会を拡充するなど文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

子どもの頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる機会を多く持つ環境づくりを推進します。

県内をはじめ国内外で活躍するアーティストによる演奏会、展覧会、実技指導や共同制作等の実施を図るなど、文化あふれる鹿児島の発信を推進します。

文化施設や施設職員などを活用した鑑賞や体験の機会の創出を推進します。

霧島国際音楽祭を活用した若手音楽家の育成をはじめ、多様なジャンルの優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などによる、県内外で活躍できる人材の育成を図ります。

アーティストの文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場に関する情報の提供、指導者や舞台芸術のスタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図ります。

国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図るとともに、その質的向上に努めます。

学習指導要領の改訂を踏まえ、武道等を含む各教科等での文化の理解に係る取組を推進します。

子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充に努めます。

図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。

地域文化の継承・発展

【現状と課題】

県内には地域の自然，歴史，風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれ，人々の地域に生きる誇りを醸成し，地域のコミュニティを支える大きな力となっています。

本県には，個性豊かな郷土芸能や伝統行事，方言，史跡など多くの文化資産がありますが，少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより，保存・継承が難しくなっています。

県民が郷土芸能や伝統行事等に接する機会が少なくなってきています。

【これからの施策の方向性】

県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに，方言や遺訓など鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。

学校において伝統文化を理解させる教育を充実します。

【主な取組】

地域に残る教えや言い伝えなどを地域の貴重な文化としてとらえ，現代にも生かすため，その普及を図り，また，黎明館や上野原縄文の森などの県内の文化施設を積極的に活用することを通じて，郷土の歴史や文化への関心を高め，郷土に誇りを持つ心の醸成を推進します。

地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし，子どもたちの参加を促進するとともに，地域の高齢者などの経験を活用して方言の継承を図ります。

学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。

文化財の保存・活用

【現状と課題】

子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。

県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。

南北600kmに及ぶ広大な県土を有する本県には、全国第1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。

少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、文化財の保存・継承が難しくなっており、市町村においては、後継者育成や地域の歴史を学ぶこと等を目的として文化財少年団が結成されてきています。

鹿児島市の旧集成館、旧集成館機械工場、旧鹿児島紡績所技師館及び新波止砲台跡の4件の国指定文化財を含む「九州・山口の近代化産業遺産群」が平成21年1月に世界遺産暫定一覧表に記載されました。

【これからの施策の方向性】

次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。

地域に残る郷土芸能や伝統行事などを保存・継承するとともに、これらや史跡などの文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。

豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。

【主な取組】

次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国・県指定や国登録等を推進します。

上野原縄文の森、博物館及び市町村の歴史民俗資料館等において、文化財や地域の歴史、鹿児島の自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。

市町村教育委員会と連携・協力し、学習の場として史跡などの整備を図るとともに、埋蔵文化財センターや市町村教育委員会が発掘する遺跡を公開し、学習や体験活動の場として提供します。

文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。

文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡の活用を促進します。

特に、学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間などで、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。

「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録に向けて、構成資産の保存・活用に努めるとともに、関係部局と積極的な連携・協力を図ります。

〔 計 画 期 間 に お け る 数 値 目 標 〕

項 目	現 状	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	関連 施策
かごしま県民大学連携 講座の講座数	24講座 (平成20年度)	26講座	28講座	30講座	32講座	34講座	
コミュニティスポーツ クラブが設立されてい る市町村の数	12市8町 (平成20年度)		全市町 →村		(継 続)		
成人が週1回以上スポ ーツをする割合	41.8% (平成15年度)		50% 以上		(継 続)		
国民体育大会 天皇杯順位	27位 (平成20年度)	20位台			(継 続)		
県指定文化財の指定件 数	239件 (平成20年4月22日)		250件			265件	
上野原縄文の森の年間 利用者数	10万3千人 (平成19年度)	10万人 以上			(継 続)		
県立博物館の年間利用 者数	11万5千人 (平成19年度)	11.5万 人以上			(継 続)		

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育行政の着実な推進に当たっては、合議制の執行機関である教育委員会とその構成員である教育委員が自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行うことが必要です。

県教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるために、教育委員会の会議の原則公開、会議の開催日時や議決事項の公開、鹿児島市以外での教育委員会の開催などを行い、また、地域住民の意思を反映するために、学校訪問や地域住民との意見交換会などを行ってきたところですが、今後も、教育委員会制度の趣旨を踏まえた取組を一層充実させます。

また、教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

さらに、この計画の推進に当たっては、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら積極的な取組を行うとともに、関係部局・関係機関、国との連携・協力も必要です。

2 学校・家庭・地域・企業等との連携・協力

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業等についても相互の連携・協力が重要であることから、第4章に「本県教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等の相互の連携・協力」を掲げたところです。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協力が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、知事部局、大学やNPO、その他の関係機関との連携・協力が必要です。知事部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協

力を図るとともに、大学とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 市町村との連携・協力

公立小中学校は、各市町村教育委員会が所管しています。また、社会教育や生涯学習に関する取組については、各市町村との連携・協力なくしては推進が困難であるなど、市町村の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、お互いの役割分担のもと、県と市町村が一体となって、教育行政を推進しているところですが、今後も、お互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない」と規定されています。

これまでも、国と連携・協力をを行いながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後、地方分権が更に進展することが予想される中、主体的に判断し、積極的な教育行政を推進するため、より一層の連携・協力を図ります。

6 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、この計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行い、その実施に当たっては、学識経験者等の意見を聞くなどし、また、その点検・評価の結果については、広く県民に公表します。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。